

野々市市立地適正化計画

(案)

平成31年1月（3月公表予定）

野々市市

第1章 立地適正化計画の概要	1
1-1 背景・目的	1
1-2 本市における立地適正化計画	2
1-3 立地適正化計画による措置等	3
第2章 上位・関連計画の整理	4
2-1 野々市市立地適正化計画の位置付け	4
2-2 上位計画の整理	5
2-3 関連計画の整理	6
第3章 現況・課題の整理	8
3-1 人口から見た現況・課題	8
3-2 土地利用から見た現況・課題	13
3-3 都市機能から見た現況・課題	16
3-4 公共交通から見た現況・課題	19
3-5 災害から見た現況・課題	22
3-6 市民ワークショップから見た現況・課題	24
3-7 野々市市が抱える課題まとめ	25
第4章 目指すコンパクトシティの基本方針・将来都市構造	26
4-1 立地適正化計画で取り組む課題	26
4-2 立地適正化計画の基本方針	27
4-3 将来都市構造	28
第5章 誘導区域・誘導施設の設定	30
5-1 都市機能誘導区域の設定	30
5-2 誘導施設の設定	36
5-3 居住誘導区域の設定	41
5-4 居住の魅力向上区域の設定	47
5-5 各誘導区域のまとめ	49
第6章 具体施策・目標・効果の検討	50
6-1 目標施策・目標・効果の考え方	50
6-2 具体施策の設定	51
6-3 目標の設定	52
6-4 効果の設定	54

第1章 立地適正化計画の概要

1-1. 背景・目的

■立地適正化計画とは

現在、日本全土において人口減少の時代を迎える中、旧来の市街地の衰退、地方における公共交通の撤退・縮小、また非効率な行財政のあり方等を見直し、コンパクトな都市を目指す気運が高まっています。これらに対応するため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を定めることができます。

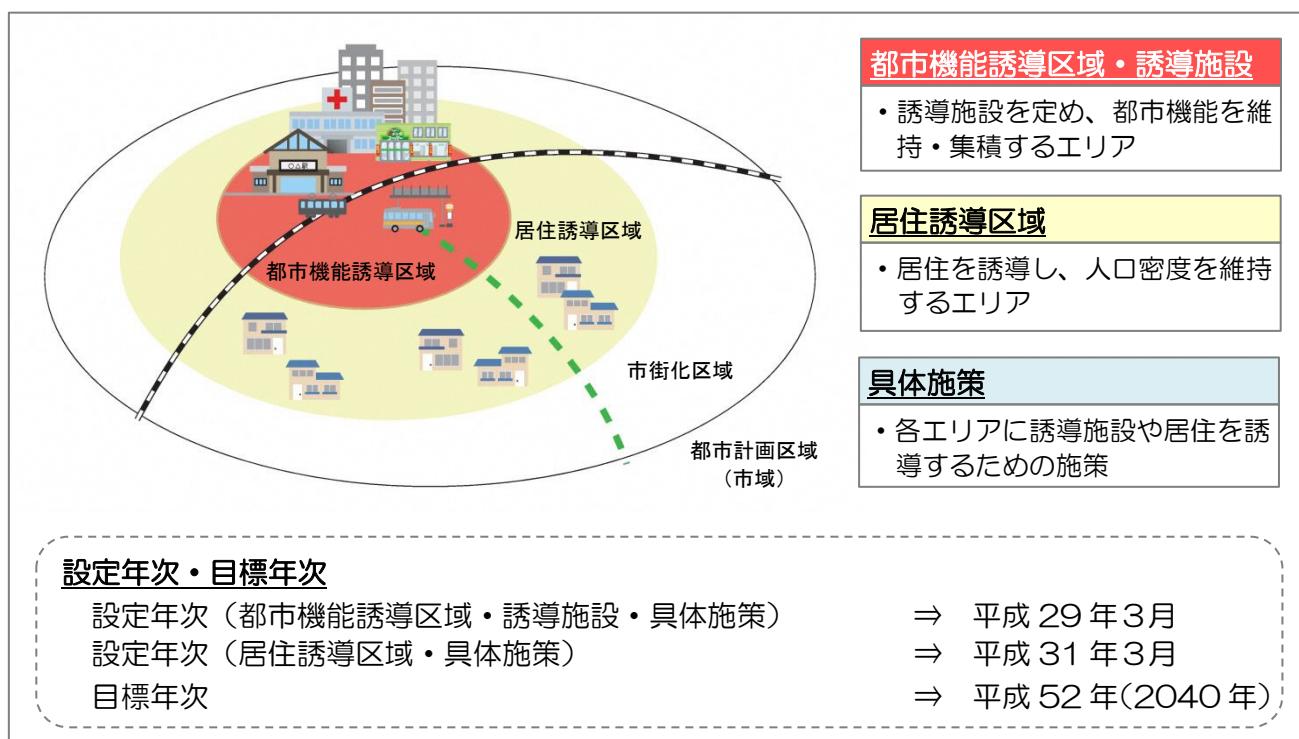
人口増加を適切にコントロールし、都市施設や居住が集約され、公共交通の利便性が高いコンパクトな都市へと転換することで、以下のようなことが期待されています。

中心市街地の魅力・活力の向上	交通利便性の向上	健康寿命の延伸
・都市機能の充実 ・利便性の向上 等	・誰もが使いやすい体制の構築 ・公共交通の強化 等	・歩きやすいまちの形成 ・車社会からの脱却 等
自然環境との共生	エネルギーの有効活用・低炭素化	財政負担の軽減
・農地の保全 ・縁の回遊性の創出 等	・効率の良い都市構造への転換 ・二酸化炭素の排出抑制 等	・インフラ施設の集約化 ・施設管理費の縮小 等

■立地適正化計画で定めること

立地適正化計画は、都市施設や居住、さらにはそれらを結ぶ公共交通が集約した利便性の高いコンパクトな都市をつくるため、都市計画区域を対象に「都市機能誘導区域・誘導施設」、「居住誘導区域」、「具体施策」を定めます。

目標年次については、人口増加が概ね収束すると予測される平成52年（2040年）とします。



1-2. 本市における立地適正化計画

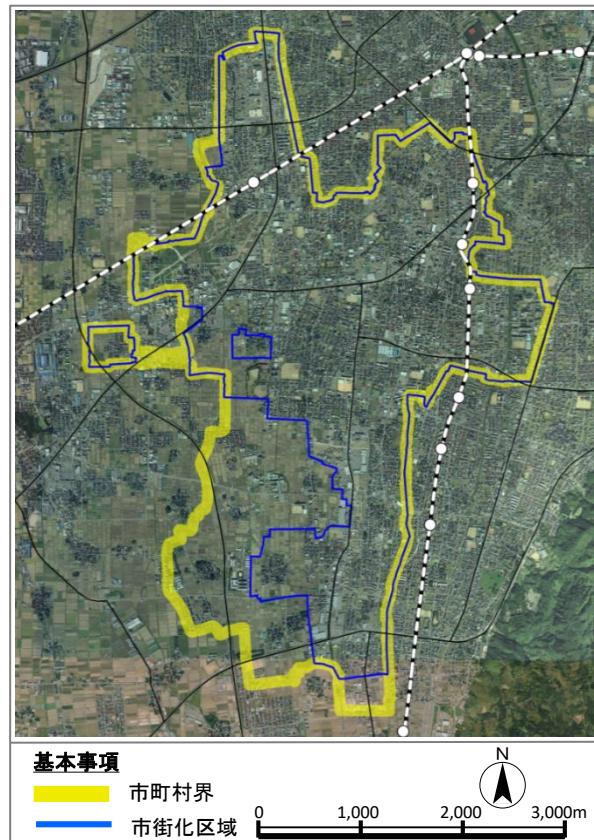
■野々市市の特性

本市は、金沢市に隣接する都市で、市域が狭小です。また市全域が都市計画区域で、そのうち市域の76.3%が市街化区域と呼ばれる計画的に都市化を進める区域です。

かつてのいわゆるまちなかでは賑わいが失われつつありますが、国内全体の傾向とは異なり、人口が増加傾向にあり、この傾向は平成52年（2040年）頃まで継続するものと考えられています。そうした中、高齢化の更なる進展、エリア的な将来人口の減少、都市施設の配置のバラツキ、公共交通の利便性の偏り等の課題が発生するものと考えられています。

◇ 市の特性 ◇

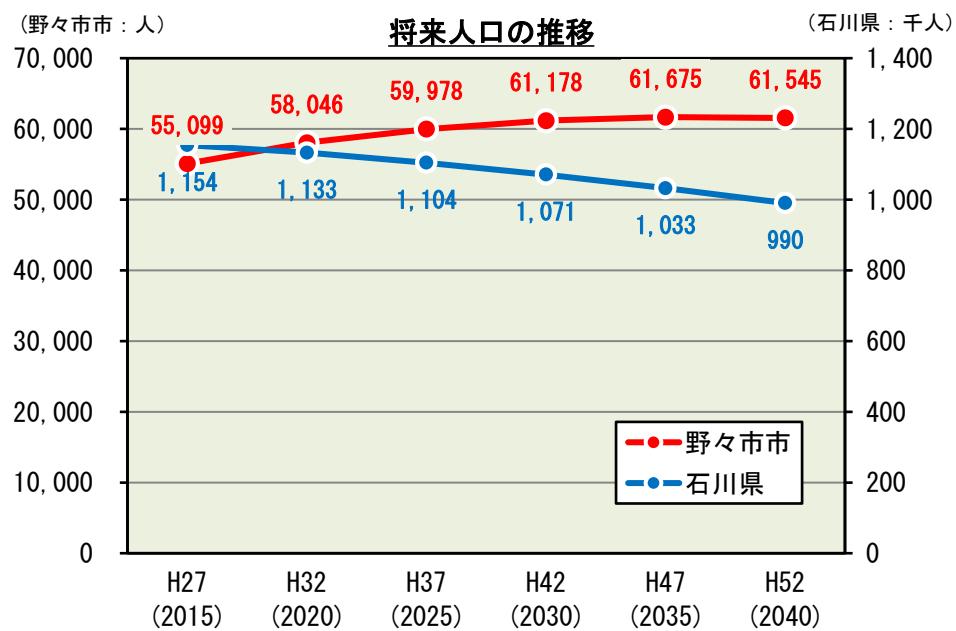
- 市域が狭小
- 古くからある市街地の衰退
- 人口の増加傾向が今後も継続
- 高齢化がますます進展
- 将来的に人口密度が減少するエリアが発生
- 都市施設・公共交通に地域的な偏り



資料：国交省「国土数値情報」、
国土地理院「電子国土基本図（オルソ画像）」より作成

■立地適正化計画のあり方

本計画は、人口増加傾向にある本市においても将来やってくる人口減少を見据え、都市施設や居住の適正配置の方向性を示すものです。都市全体を見渡し、都市施設や居住を集約すべきエリアを定め、これらを誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について定めます。



資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成

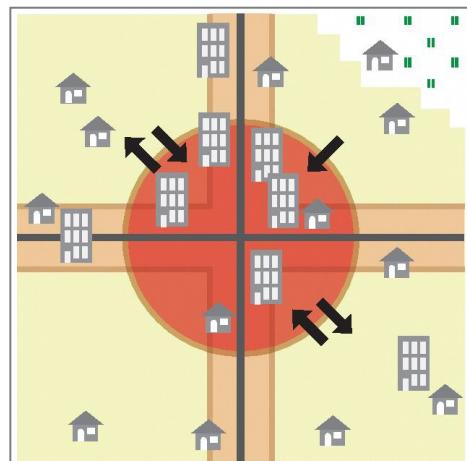
■段階を踏まえた都市構造の変遷

平成52年頃まで人口が増加すると予測される本市においては、人口増加段階と人口減少段階に区分して、コンパクト化を図っていきます。

本計画では、目標年次を平成52年としており、第1段階を対象にしています。

【第1段階 “平成52年（2040年）頃まで”】都市機能・居住の誘導の促進

都市機能誘導区域に都市機能を集約する拠点の明確化を進めます。

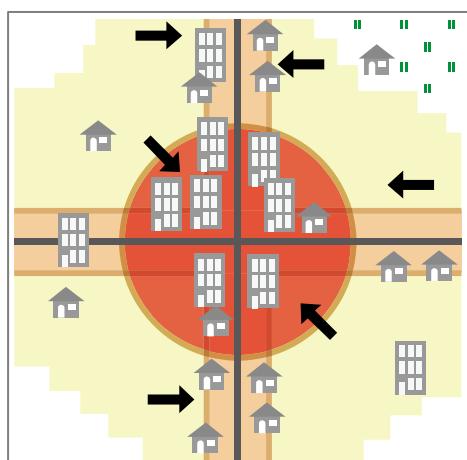


【成果】

- 緩やかに誘導が進み、誘導区域内の活性化や利便性の向上が実感され始める

【第2段階 “平成52年（2040年）頃から”】市域全体の都市構造の再編による集約都市形成の推進

人口が減少に転じる中、居住を公共交通の利便性の高い区域に集約します。そして、人口規模に応じた市街地規模へと高密度化・集約を図ります。



【成果】

- 都市の再編が本格化され、多くの人が利便性の高い暮らしを実感できるようになる
- 人口減少にも関わらず、地域の活気が維持される

1-3. 立地適正化計画による措置等

■都市機能誘導区域に関する届出制度

誘導施設の整備の動きを把握し、緩やかに誘導するため、都市機能誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、開発行為の30日前までに原則として市への届出が義務付けられます。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



資料：国交省「改正都市再生特別措置法等について」を加工

■居住誘導区域に関する届出制度

住宅開発等の整備の動きを把握し、緩やかに誘導するため、居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、開発行為の30日前までに原則として市への届出が義務付けられます。

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの
 - ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
- 【①の例】 3戸の開発行為
- 【②の例】 1,300m² 1戸の開発行為
- 【②の例】 800m² 2戸の開発行為

○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを、新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
 - ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合
- 【①の例】 3戸の建築行為
- 【①の例】 1戸の建築行為

資料：国交省「改正都市再生特別措置法等について」を加工

◇ 都市機能誘導区域・居住誘導区域に関する届出に対する対応 ◇

《誘導区域内への誘導の妨げとはならないと判断した場合》

- ・届出をした者に対して、税財政・金融上の支援措置など、誘導のための施策に関する情報提供等を行い、誘導区域内への立地を促す等の対応が考えられます。

《届出内容通りの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合》

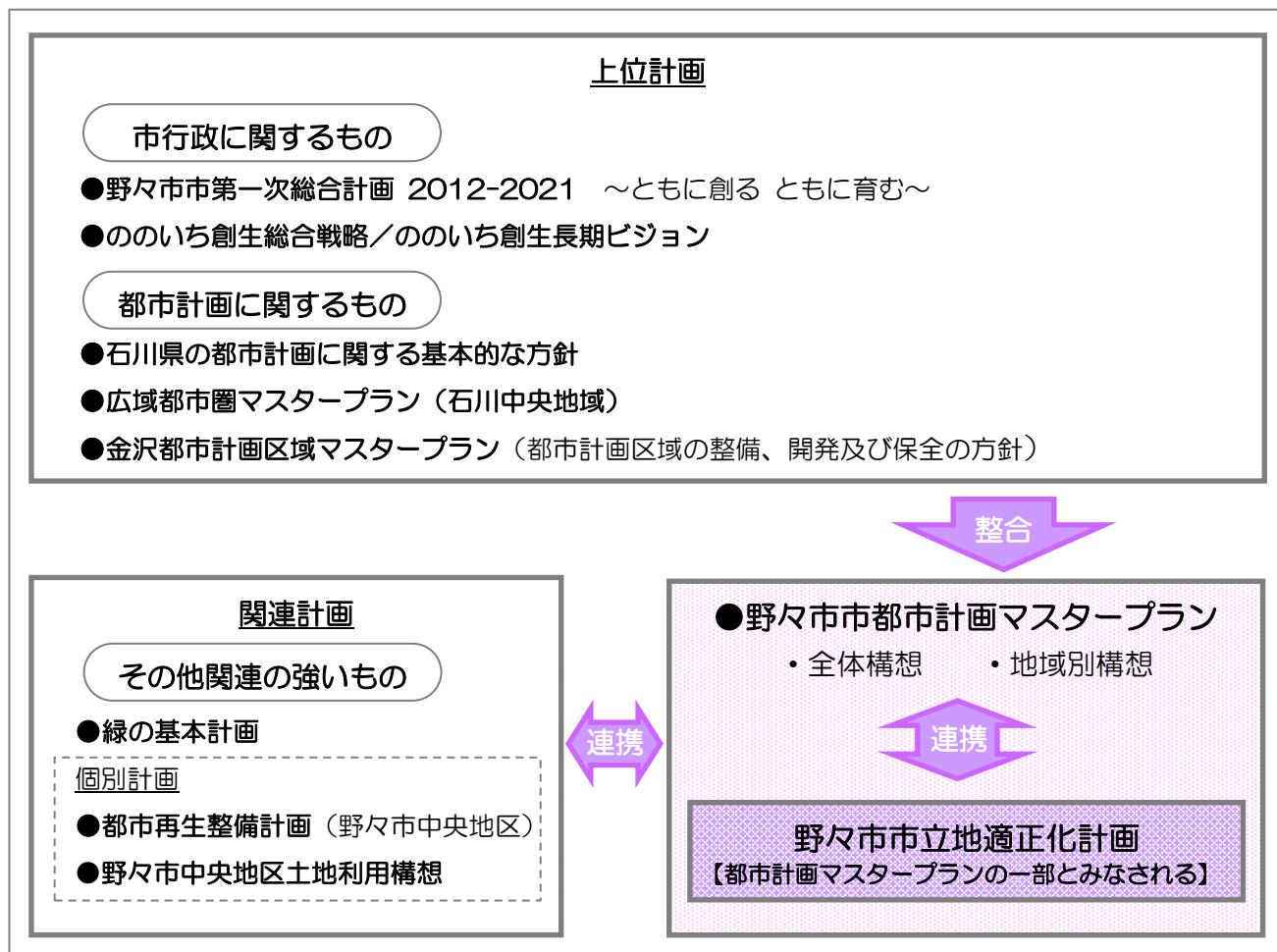
- ・届出をした者に対して、以下のような調整が行われ、必要に応じて勧告が行われます。
 - 誘導区域内において行うよう調整
 - 開発行為等の規模を縮小するよう調整
 - 開発行為等を中止するよう調整 等

第2章 上位・関連計画の整理

2-1. 野々市市立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「野々市市都市計画マスターplan」の一部とみなされます。そのため、野々市市都市計画マスターplanと両輪となって、上位計画で定める将来都市像等の実現を目指します。

また、石川県が定める広域のマスターplanである「石川県の都市計画に関する基本的な方針」、「広域都市圏マスターplan（石川中央地域）」及び「金沢都市計画区域マスターplan」との整合を図るほか、他の関連計画などとも整合性を保ち、連携しながら計画策定を行います。



2-2. 上位計画の整理

野々市市第一次総合計画、ののいち創生総合戦略／ののいち創生長期ビジョン、石川県の都市計画に関する基本的な方針、広域都市圏マスタークリーン（石川中央地域）、金沢都市計画区域マスタークリーンにおいて、次のことが定められています。

◇将来都市像・基本理念

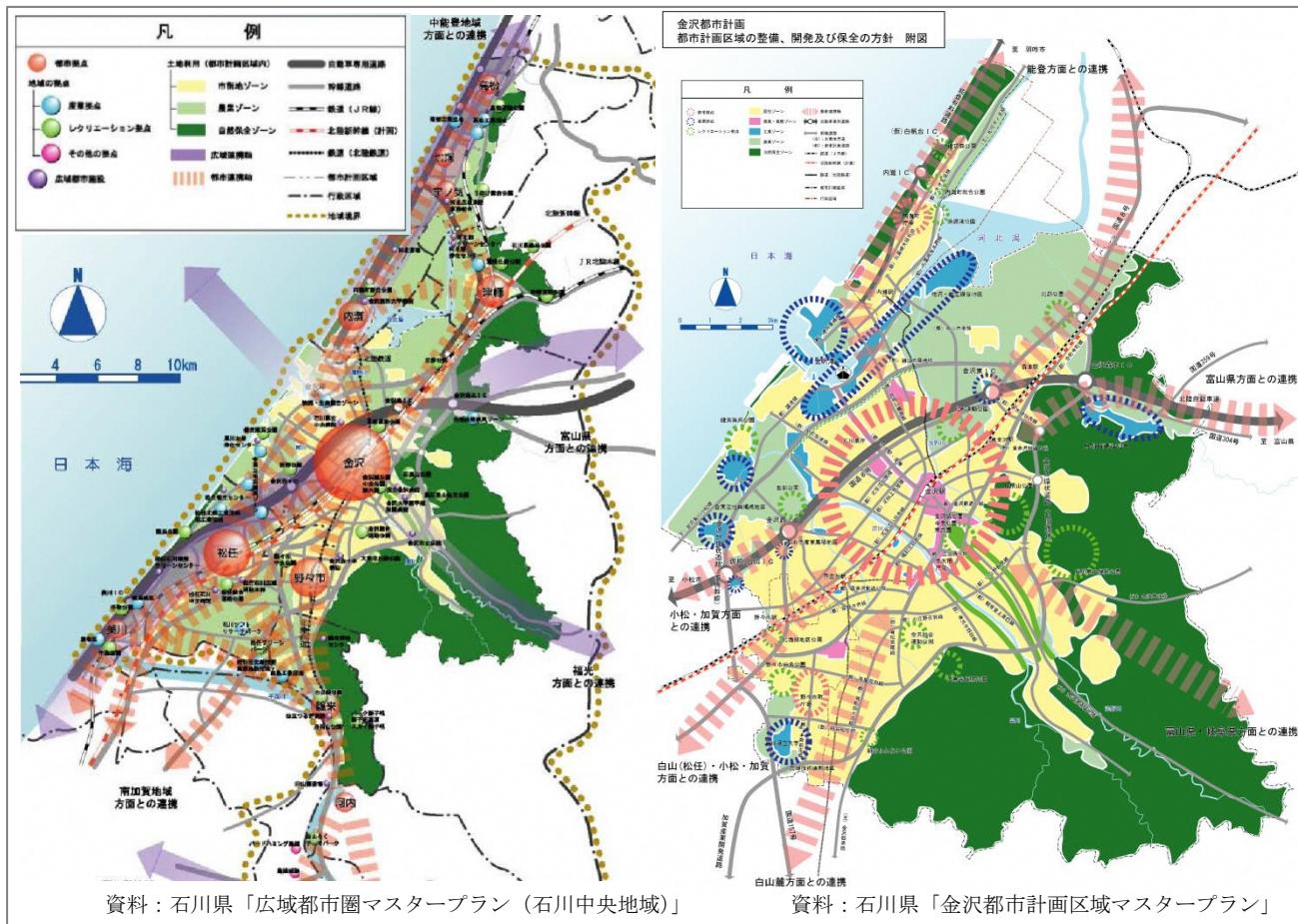
- ・人の輪で 横十徳 生きるまち（総合計画）
- ・選ばれる“まち”をめざして～誇りと愛着を持つ、未来の「のゝ市人」のために～（総合戦略／長期ビジョン）
- ・交流と連携による、歴史・文化の薫る賑わいの都市づくり（広域都市圏マス）
- ・風格と賑わいのある学術文化都市圏（区域マス）

◇広域圏における野々市拠点の役割

- ・人口の定着を図るとともに、交流人口の増大に向けて、地域文化の継承・創造と合わせた生活関連施設の整備により、ふるさと交流拠点の形成を図る（広域都市圏マス）

◇市街地像

- ・野々市市の庁舎周辺については、地域中心拠点として位置付け、業務・サービス機能の集積を図る（区域マス）
- ・都心軸を取り巻く一般商業地は、施設の共同建替、駐車場の適正配置、歩行環境整備により活性化を図り、地域毎の生活拠点としての商業地の形成を図る（区域マス）



2-3. 関連計画の整理

■都市計画に関するもの

野々市市都市計画マスタープランにおいて、次のことが定められています。

◇都市将来像

- ・安全・快適な生活環境を備えた魅力ある定住都市 野々市

◆ 土地利用

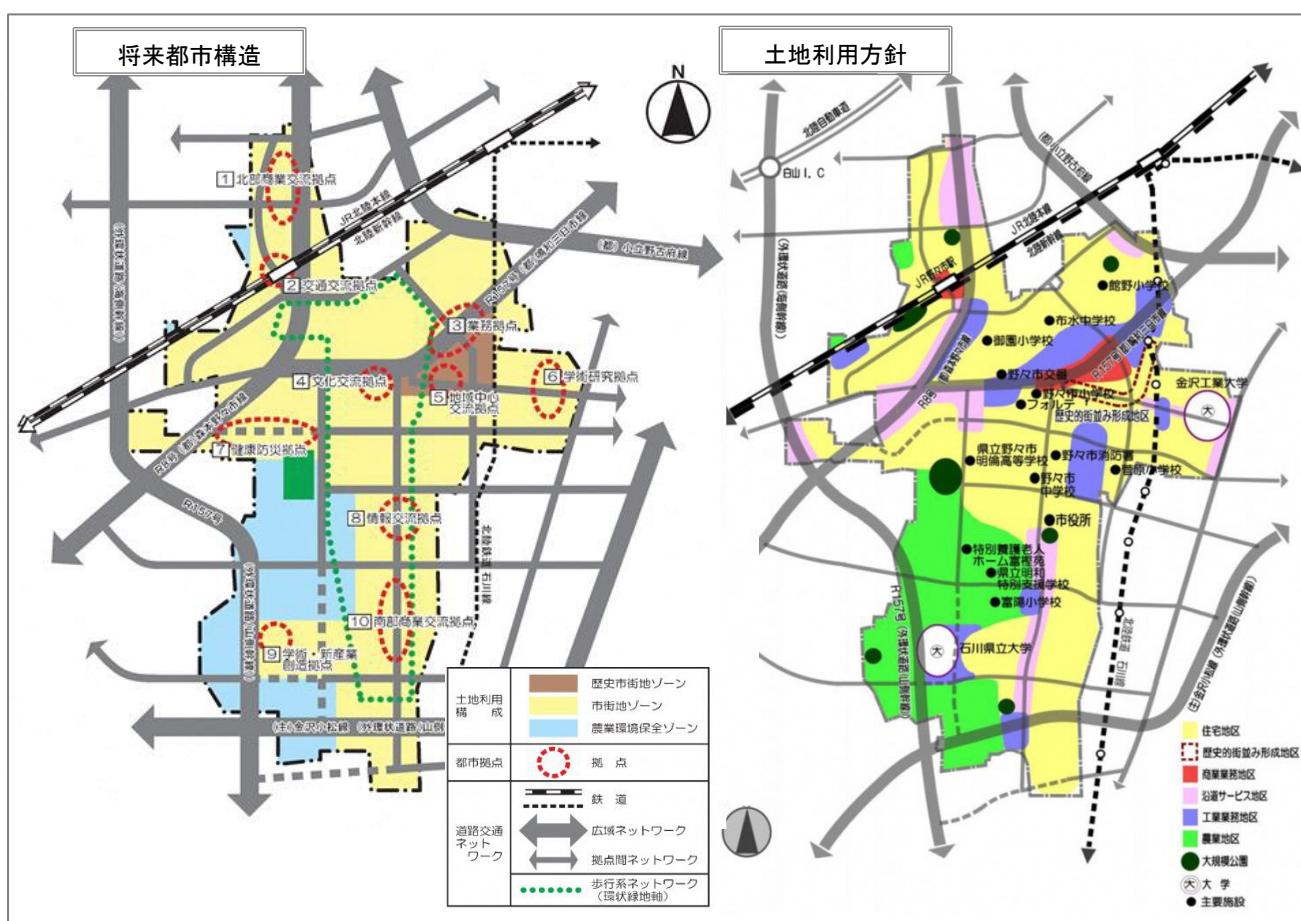
- ・様々な変遷と役割を持って形成された「既成市街地」と、既存ストックを活用した都市機能強化のための「新市街地」と、良好な都市環境を支える「農地」を、コンパクトに融合配置した土地利用構成を目指す

◆都市抛点

- ・地区を特徴づけるだけでなく、「人の集散」から「都市の交流促進」を促す「マグネット機能」もあり、歩けるまちづくりの重要な要素として捉える

◇道路交通ネットワーク

- ・広域都市間及び都市内に点在する拠点間を有機的に連絡し、都市内交流を促す重要な交通施設網として位置付ける



資料：野々市市 都市計画マスター プラン

■その他関連の強いもの

野々市市緑の基本計画において、次のことが定められています。

△緑の将来像

①環状緑地軸

- 市全域を水と緑で環状に結び、拠点となる緑（近隣公園、地区公園、総合公園、広場）を緑でネットワークし、市民が歩いて暮らせるまちづくりの軸とする

②拠点となる緑

- 野々市中央公園、つばきの郷公園を、広域防災拠点、スポーツ・レクリエーション拠点として位置付ける。
- 4箇所の公園緑地等（押野中央公園、（仮称）新図書館憩いの広場、あらみや公園、野々市南部公園）を、地区内の拠点として位置付ける

③緑化推進地区

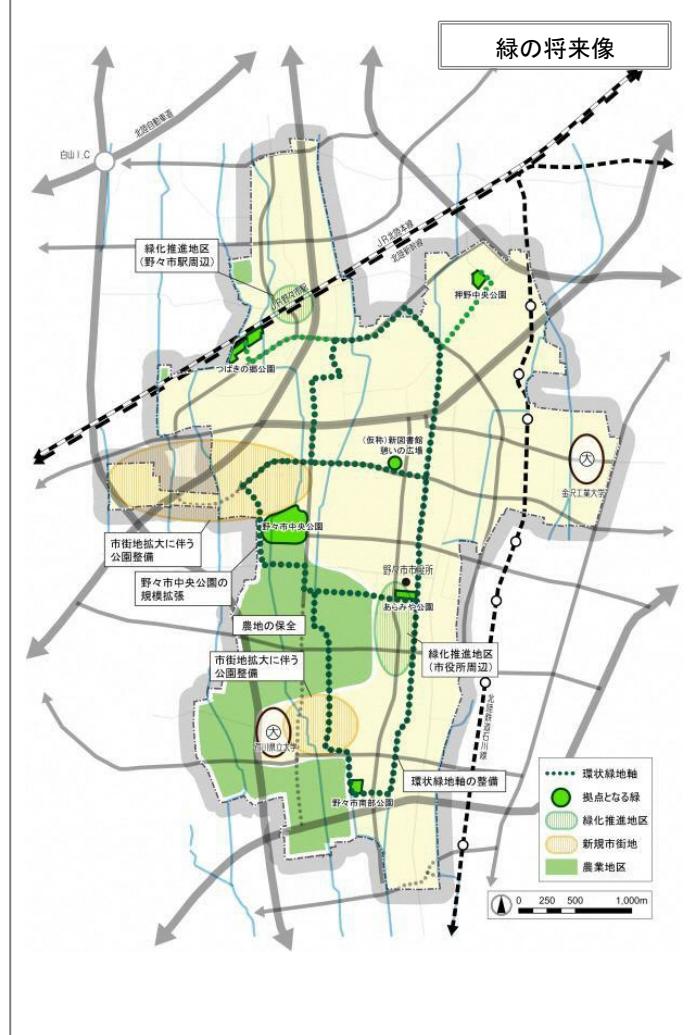
- 市民にとって、緑の豊かさを実感してもらうための場所として、シンボル的な場所、緑化すべき場所を緑化推進地区として位置付け、市民との協働による緑化を進める

④新規市街地

- 市街地拡大に伴う公園整備や民有地緑化による緑豊かなまちづくりを進める場所として位置付ける

⑤農業地区

- 市南西部の優良農地を、将来にわたり守り受け継ぐ緑として位置付ける



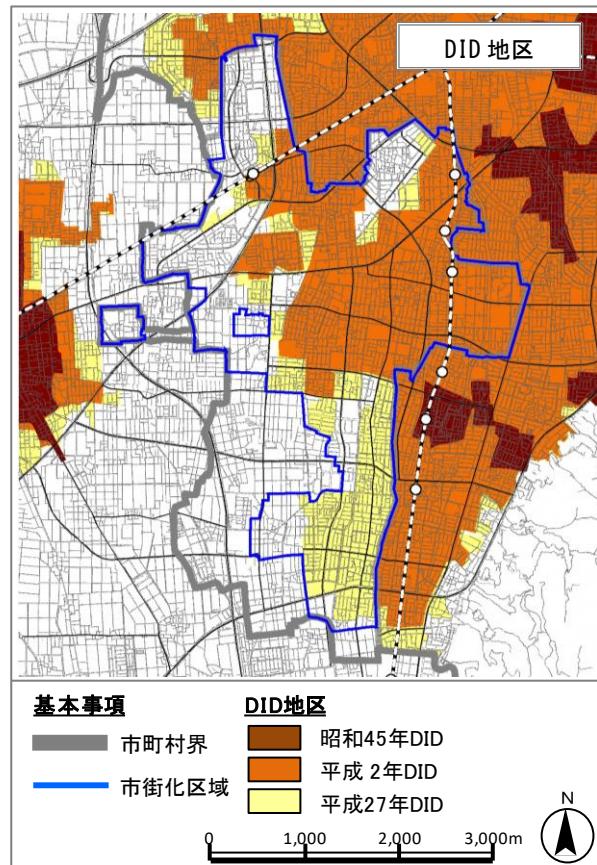
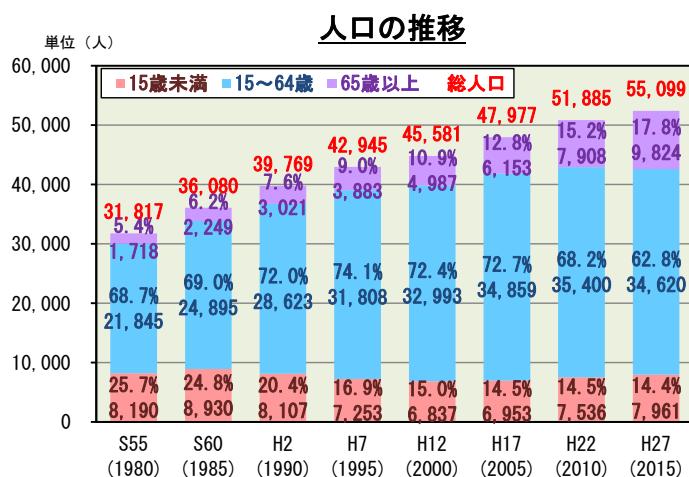
資料：野々市市 緑の基本計画

第3章 現況・課題の整理

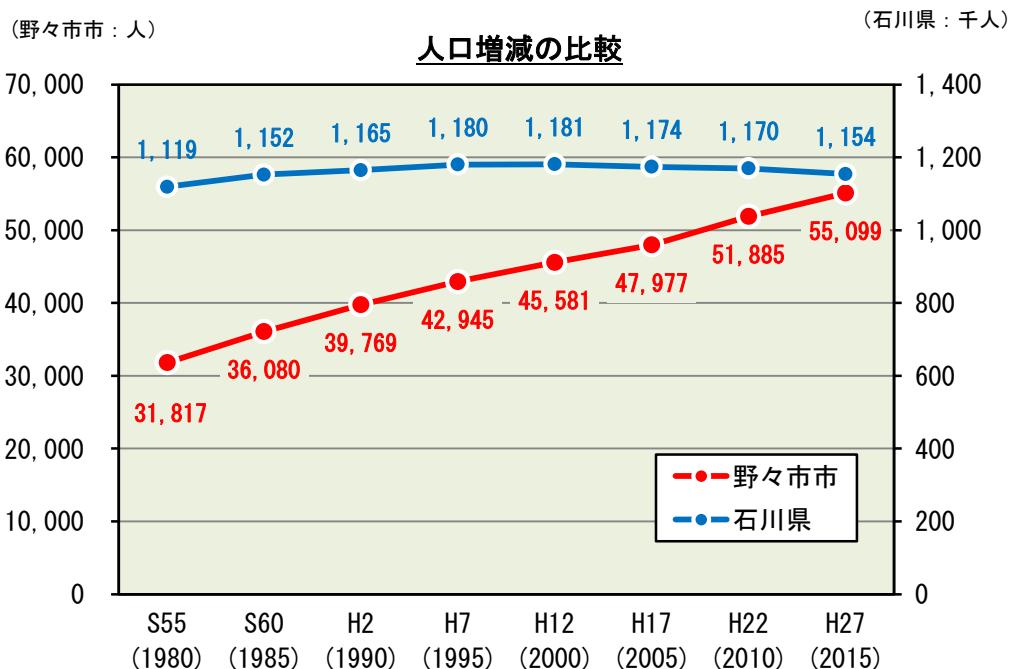
3-1. 人口から見た現況・課題

■これまでの人口

本市は、土地区画整理事業をはじめとする計画的なまちづくりに取り組んできたことなどにより、現在も人口の増加傾向が続いています。その結果、昭和55年から平成27年までの35年間に、人口が23,282人増えており、DID地区も拡大を続けています。その一方、高齢化率は全国的な傾向と同様に上昇しています。



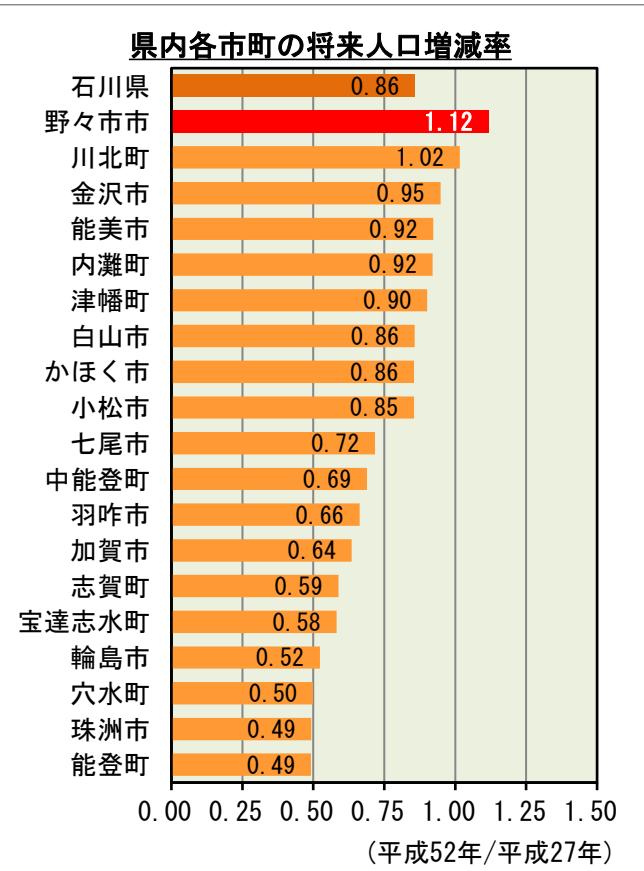
資料：国交省「国土数値情報」、
国土地理院「基盤地図情報」より作成



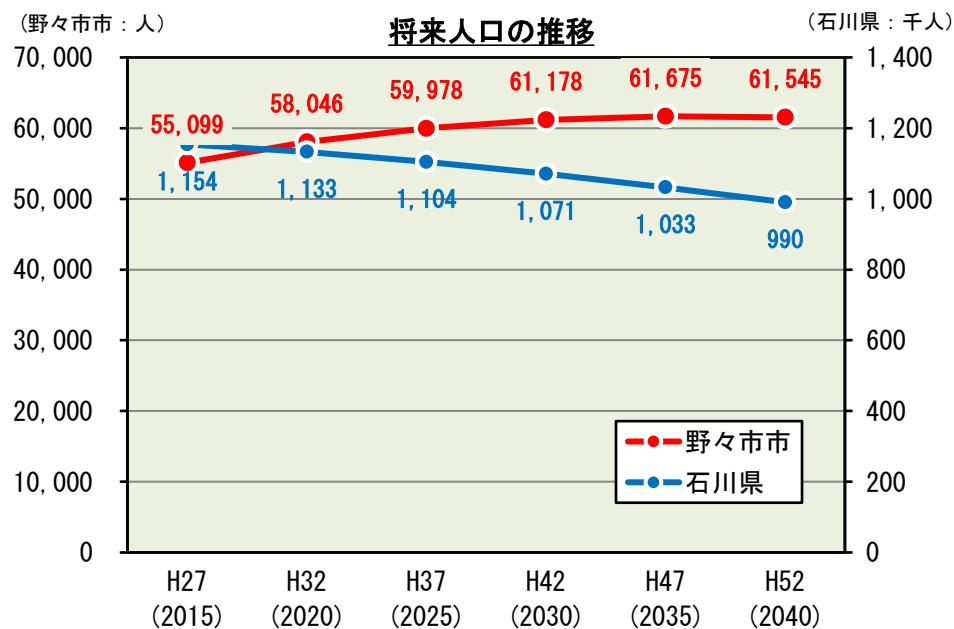
■これから的人口

本市は、今後もしばらく人口増加が続くものと想定されており、平成52年（2040年）には、61,545人になると予測されます。こうした人口増加は、県内で1位の伸び率となります。

しかし、本市においても、平成52年（2040年）頃を境に人口減少に転じるのではないかと想定されています。



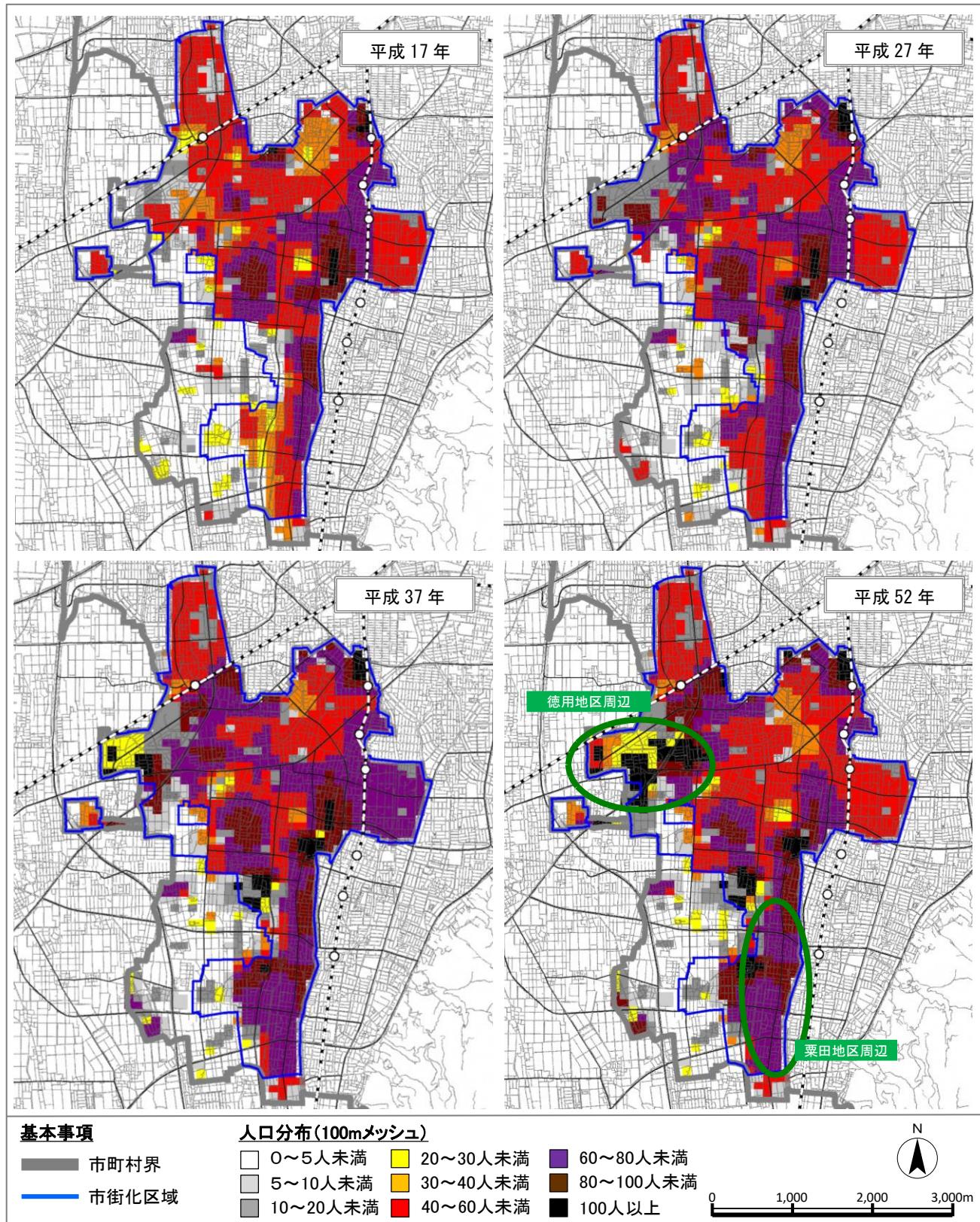
資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成



資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成

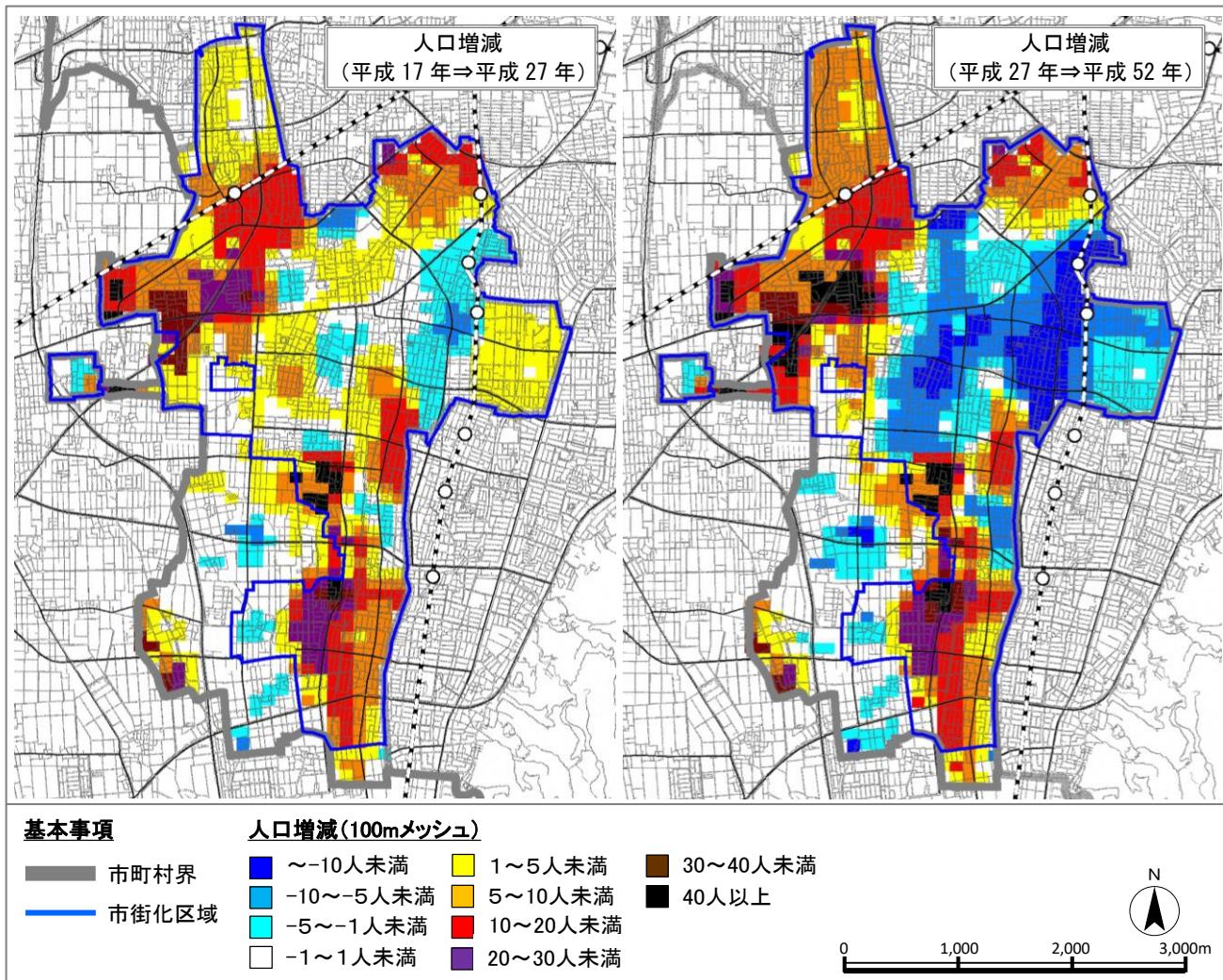
■人口分布

人口分布においては、平成 17 年から平成 52 年（2040 年）にかけて、徳用地区周辺、栗田地区周辺といった旧来の市街地周辺部で、人口が増加傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

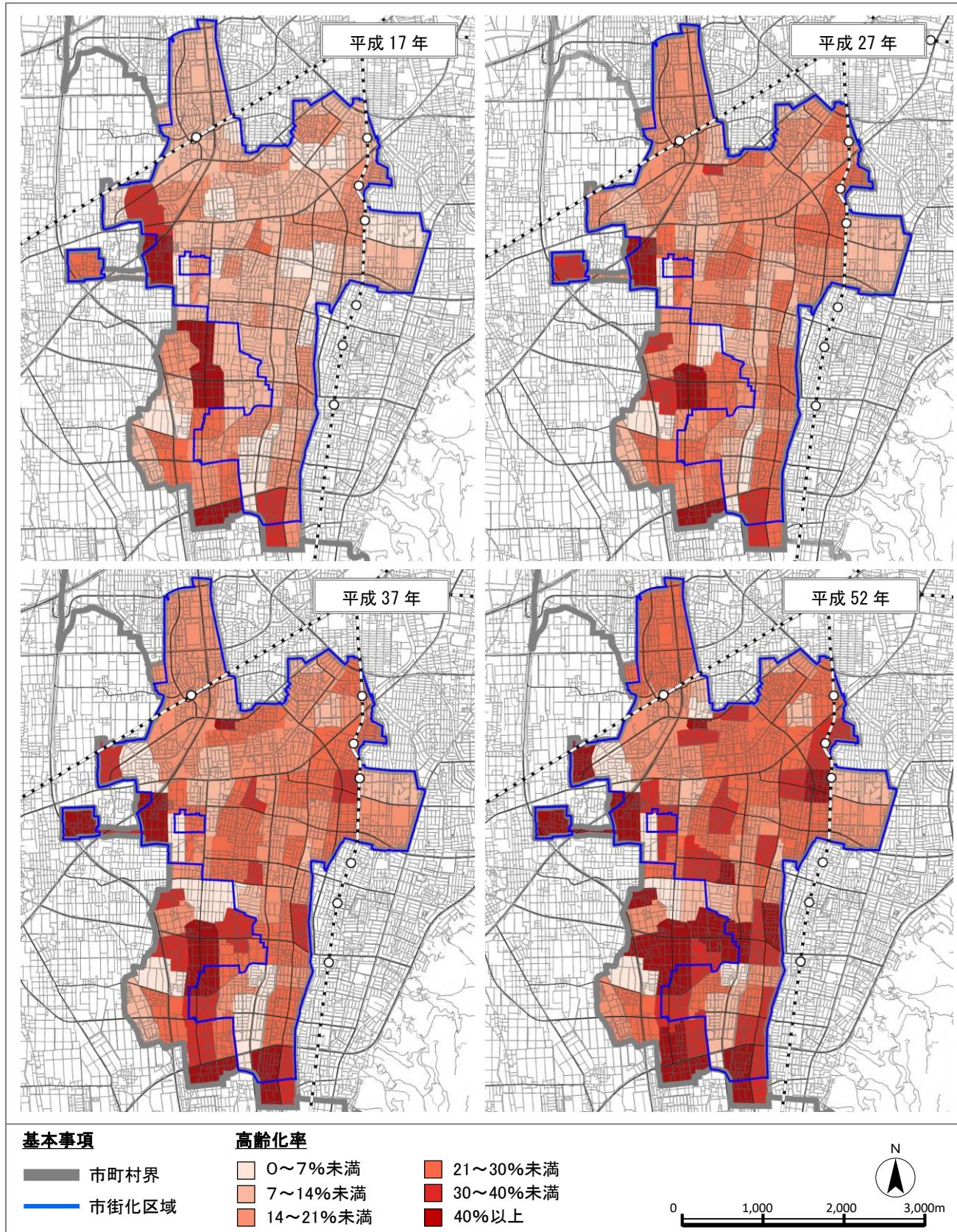
人口増減では、顕著に地区特性が現れており、市域東側の旧来の市街地周辺で人口が減少することが予測されます。



資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■高齢化率

高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口の割合）は、平成17年には14%未満の地域が多く見られましたが、平成52年には21%を超える地域が市域全体に広がると予測されます。

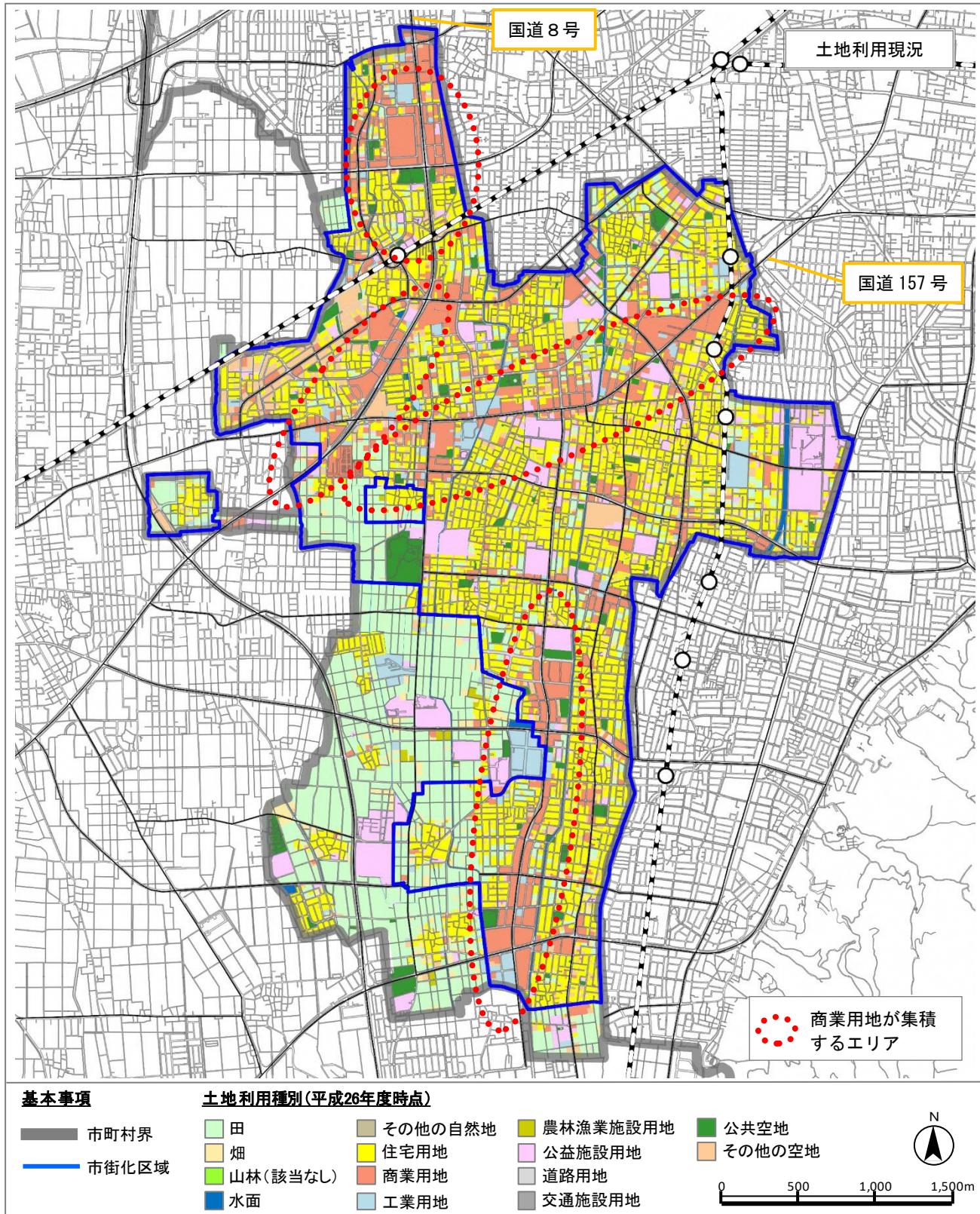


資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

3-2. 土地利用から見た現況・課題

■土地利用現況

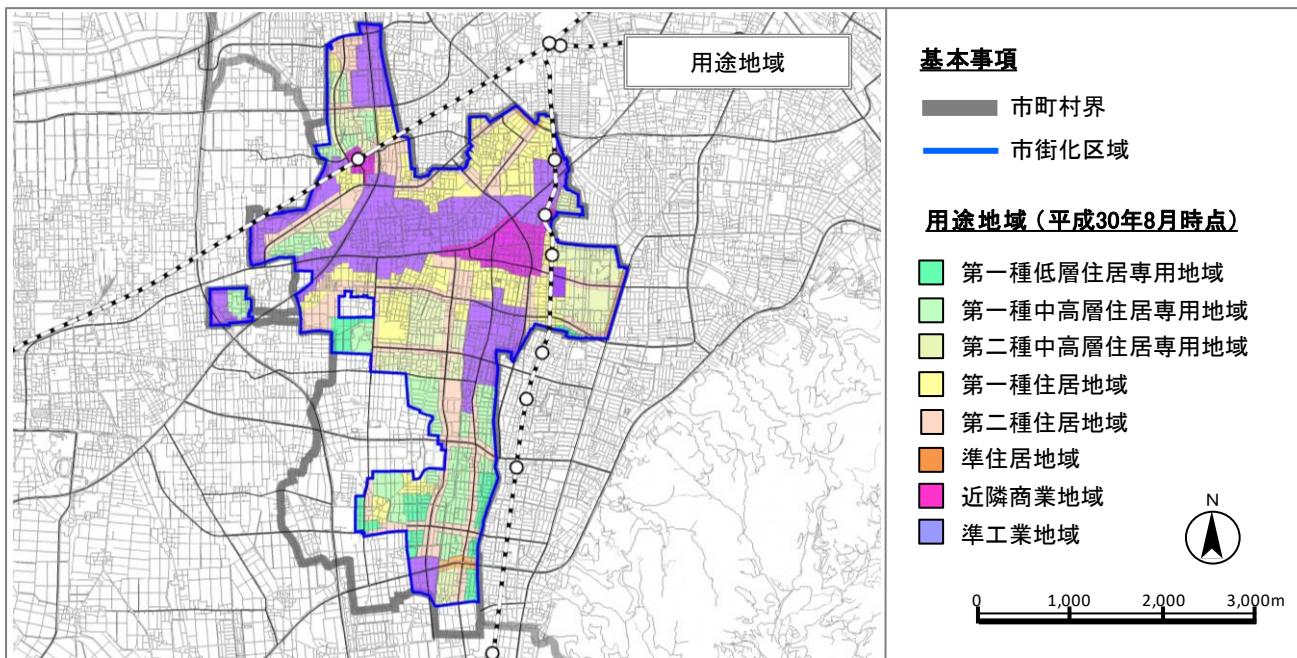
市街化区域内は、住宅用地・商業用地が大半を占めます。そのうち商業用地は、国道8号・国道157号沿い、市役所周辺の道路沿いに集積しています。



資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■用途地域

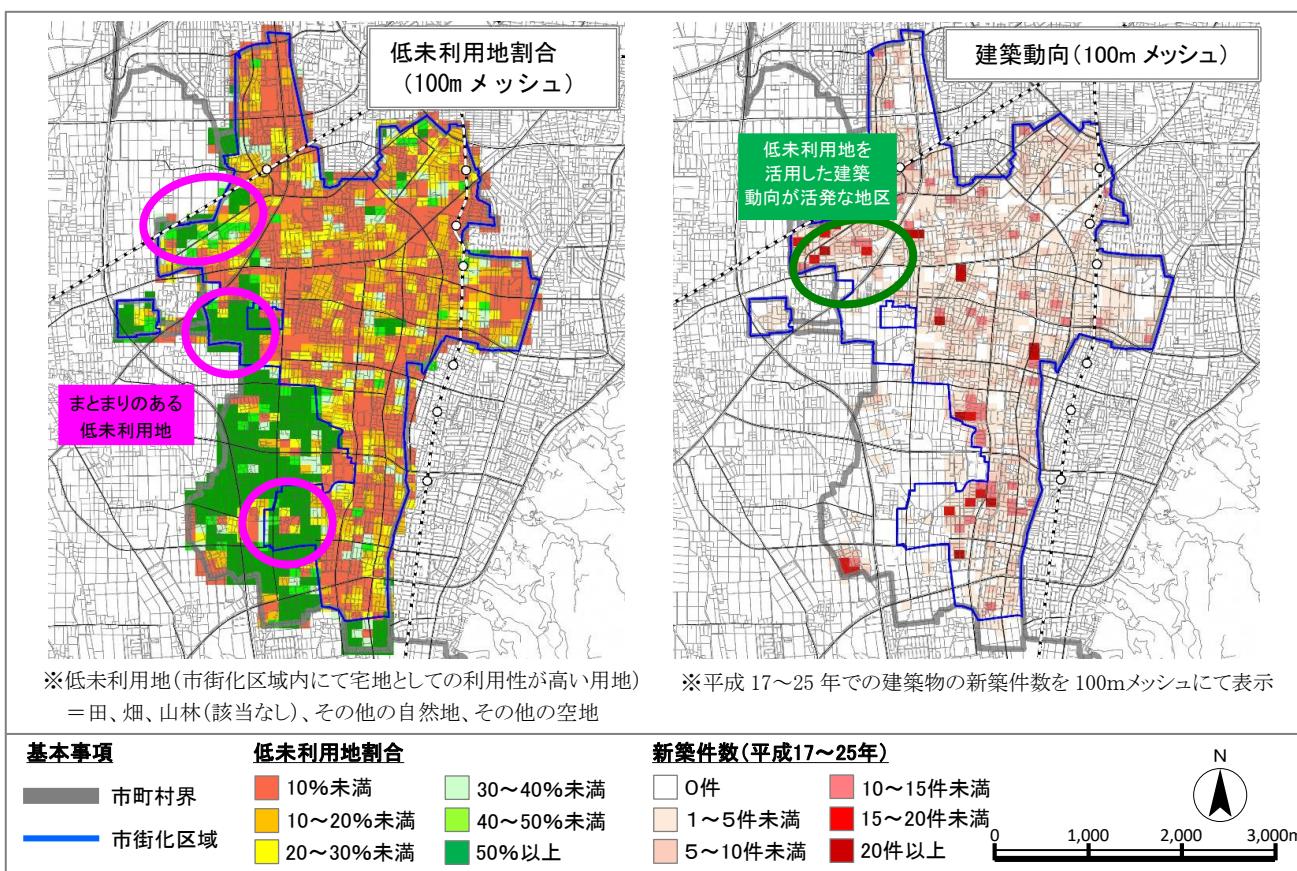
北部の国道8号・国道157号沿いを中心に準工業地域が、東部の市街地やJR野々市駅周辺に近隣商業地域が分布しています。その他は、住居系の用途地域が広がっています。



資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

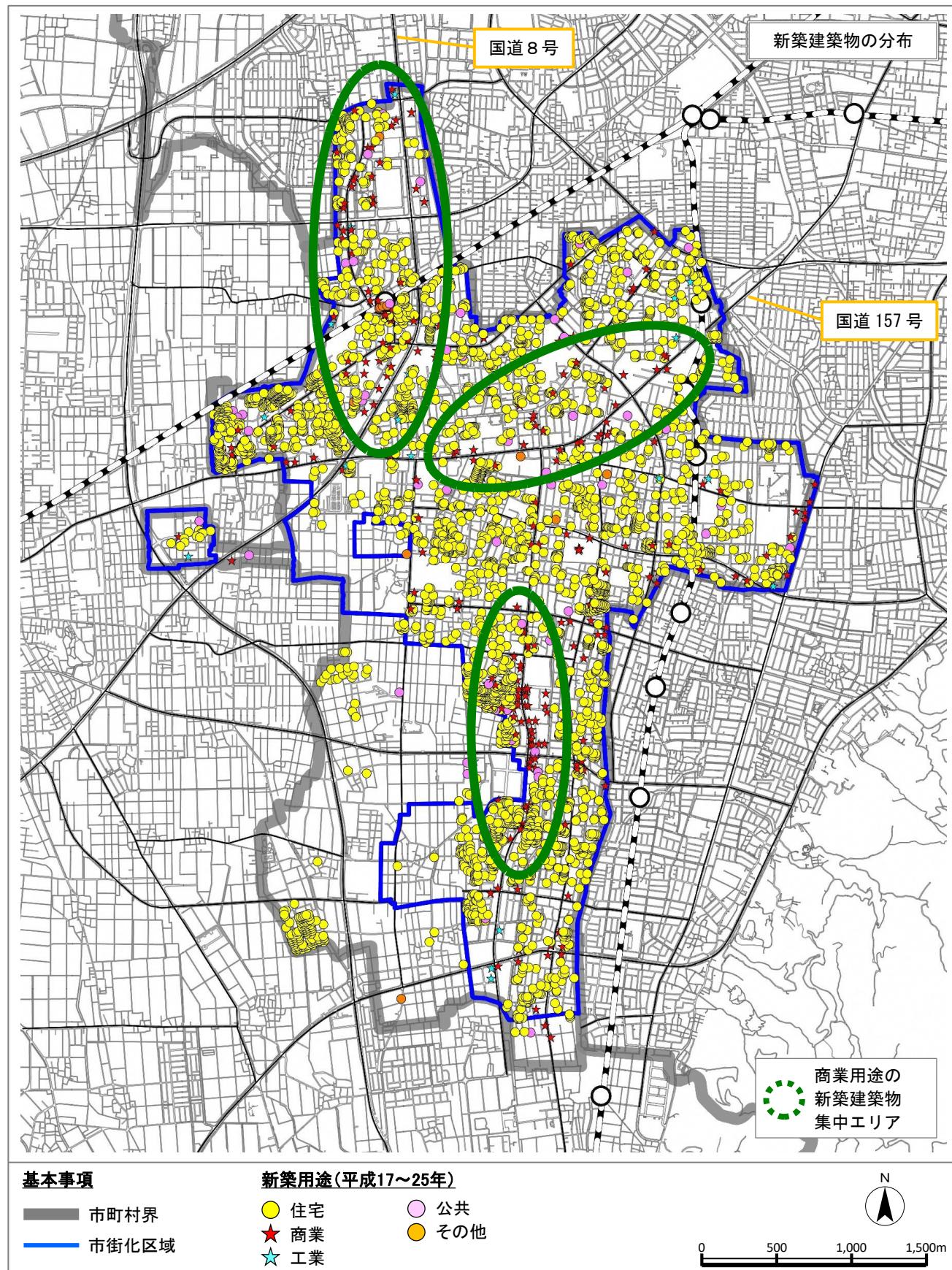
■低未利用地・建築動向

低未利用地は、市街化区域内にもまとまって分布している箇所が残っています。これらのうち、建築動向が活発な地区もある一方、その他の地区では農地が維持されています。



資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

新築された建築物のうち、住宅用途のものは市街化区域全域に分布している一方、商業用途のものは国道8号・国道157号沿い、市役所周辺等に集中しています。

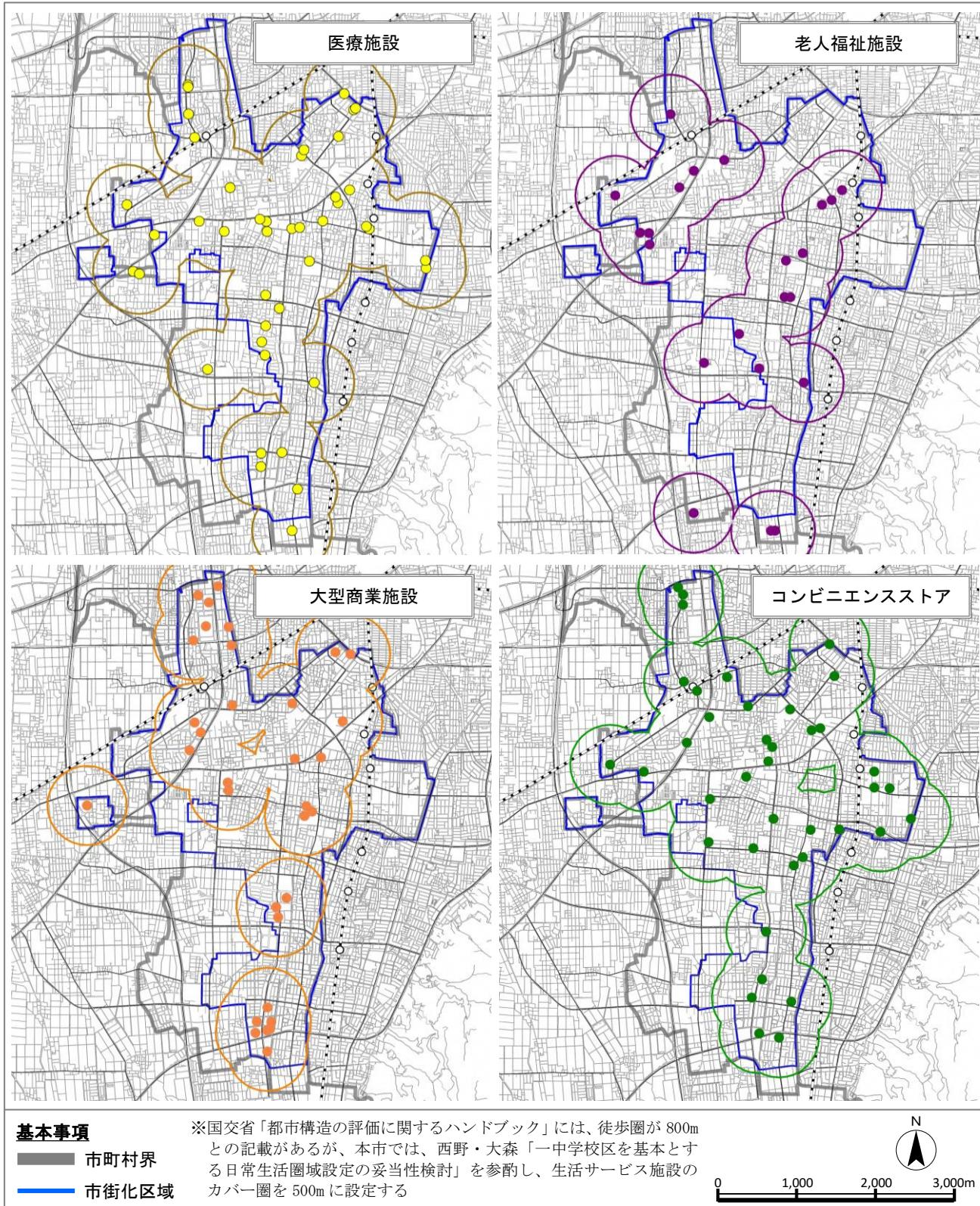


資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

3-3. 都市機能から見た現況・課題

■生活サービス施設

医療施設・コンビニエンスストアは、市街化区域内の広範囲をカバーしていますが、老人福祉施設・大型商業施設は、カバー圏に含まれない地区も存在します。

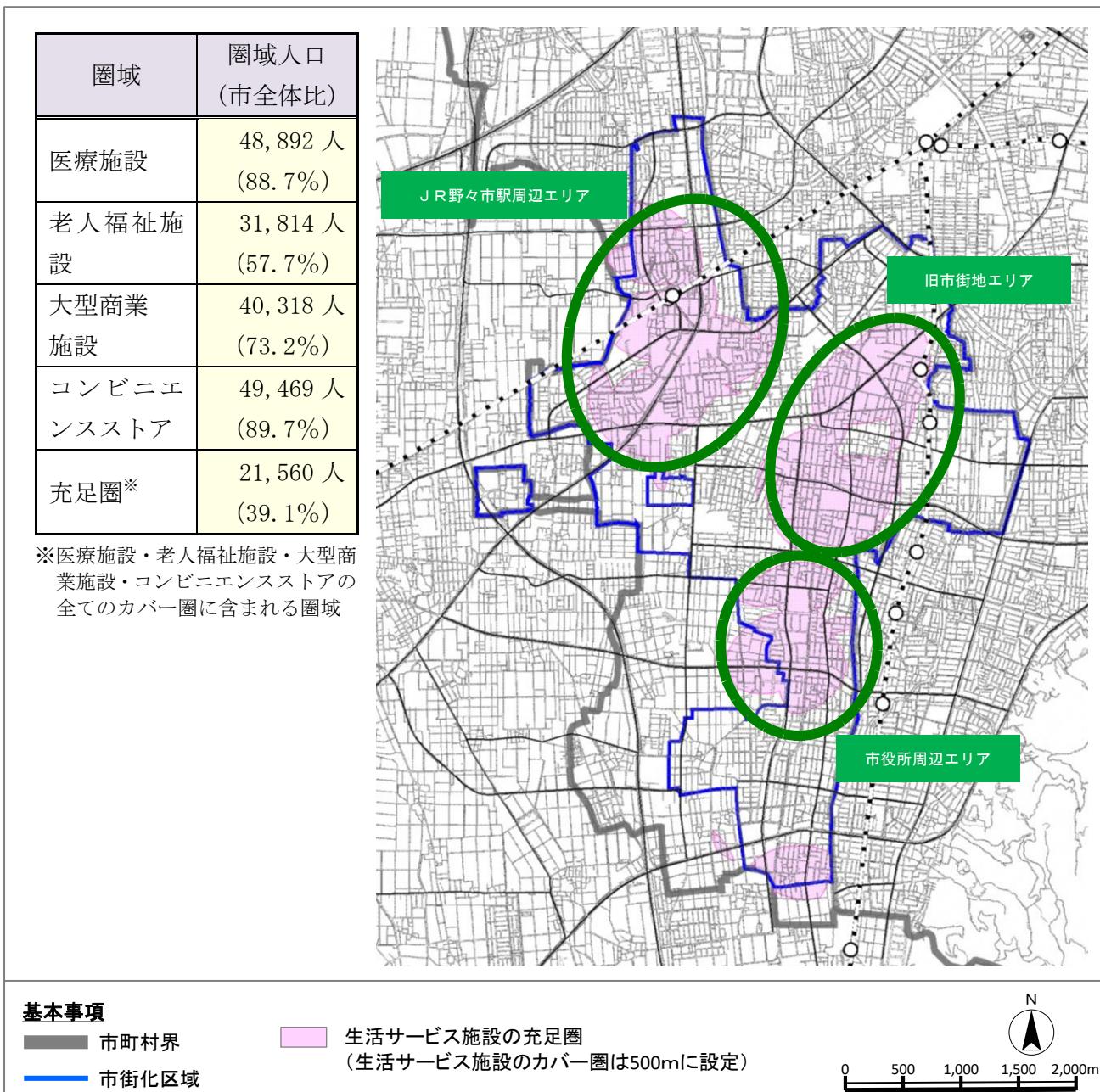


資料：石川県「都市計画基礎調査」、各種コンビニエンスストアHP、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■生活サービス施設のカバー圏の圏域人口

平成27年における生活サービス施設の圏域人口は、以下の通りです。

生活サービス施設全てのカバー圏に含まれる圏域(充足圏)の人口は21,560人で、市全体の39.1%となっています。充足圏は大きく分けて、旧市街地、JR野々市駅周辺、市役所周辺の3区域となります。

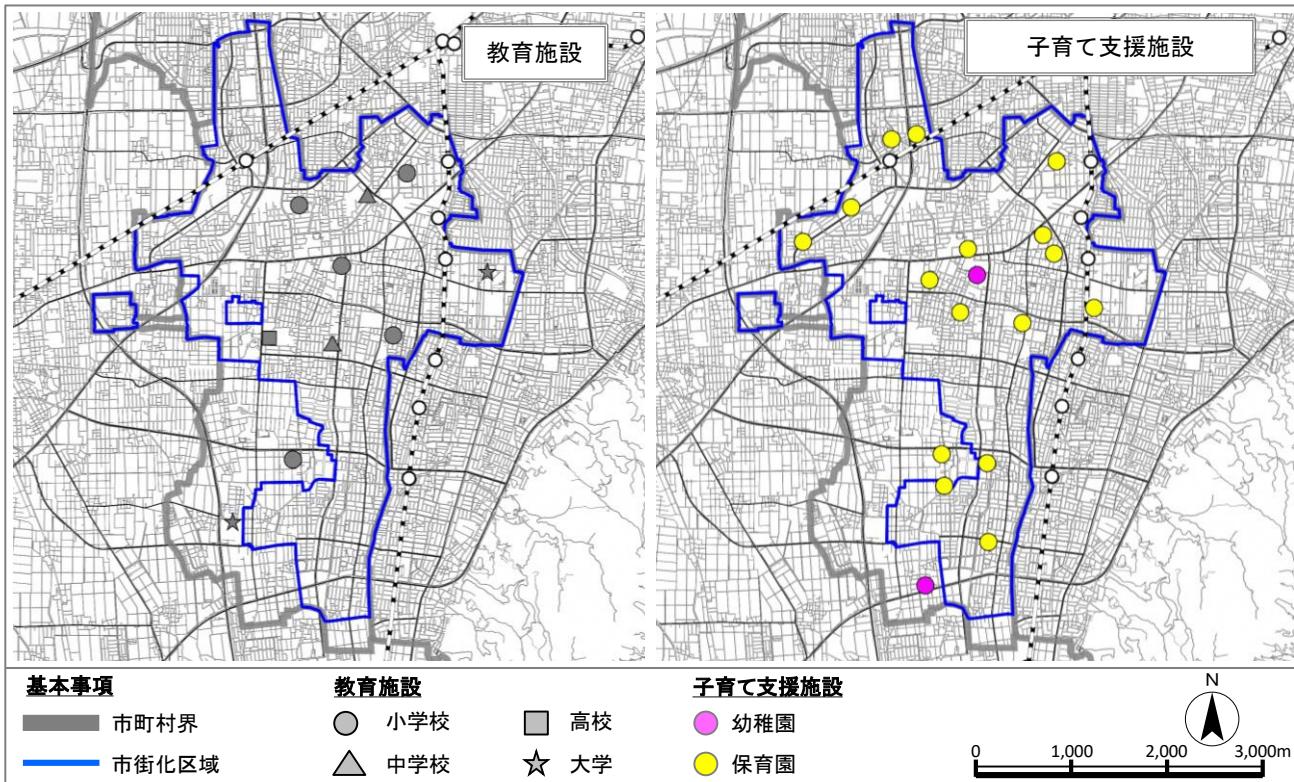


資料：石川県「都市計画基礎調査」、各種コンビニエンスストアHP、総務省「国勢調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■教育施設・子育て支援施設

市内には、小学校が5校、中学校が2校、高校が1校、大学が2校あります。

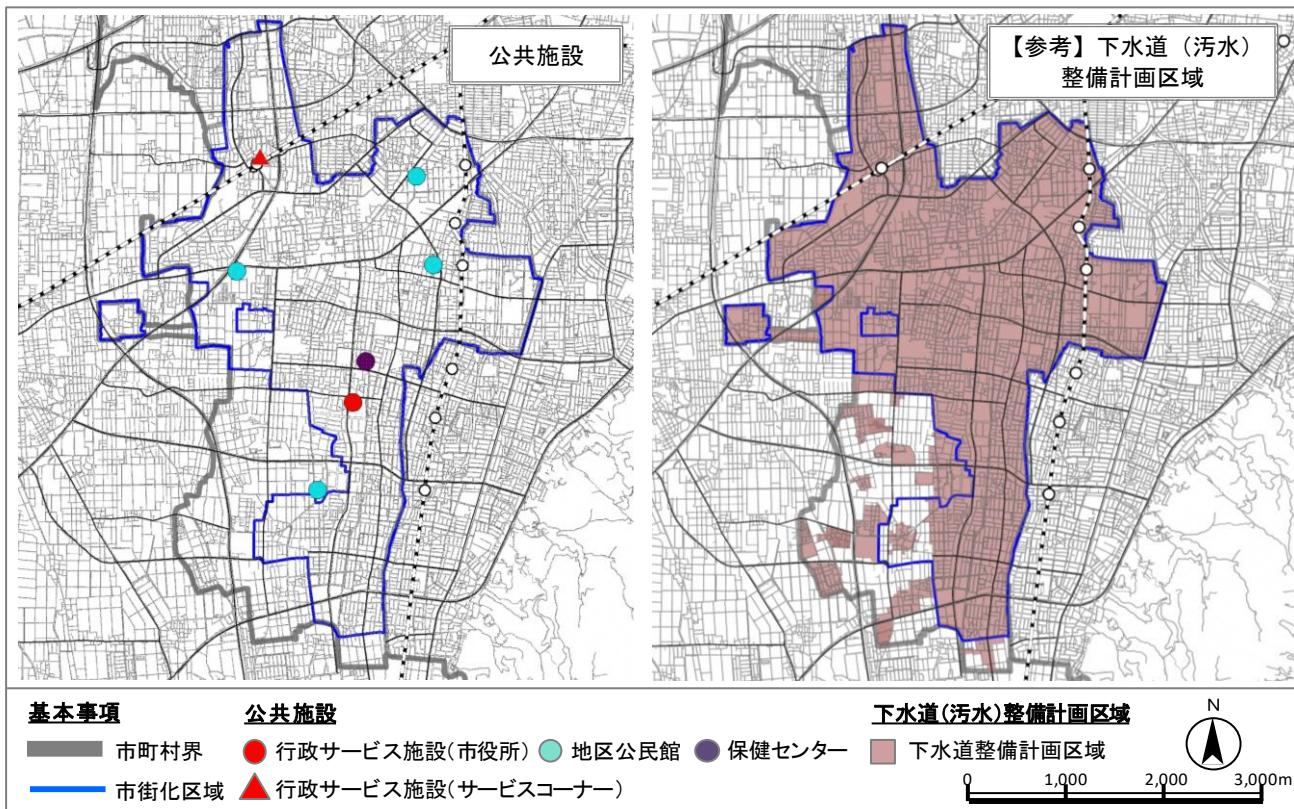
また幼稚園が2園あり、保育園が市内に広く分布しています。



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■主な公共施設

地区公民館が4箇所あり、各地区の拠点として配置されています。

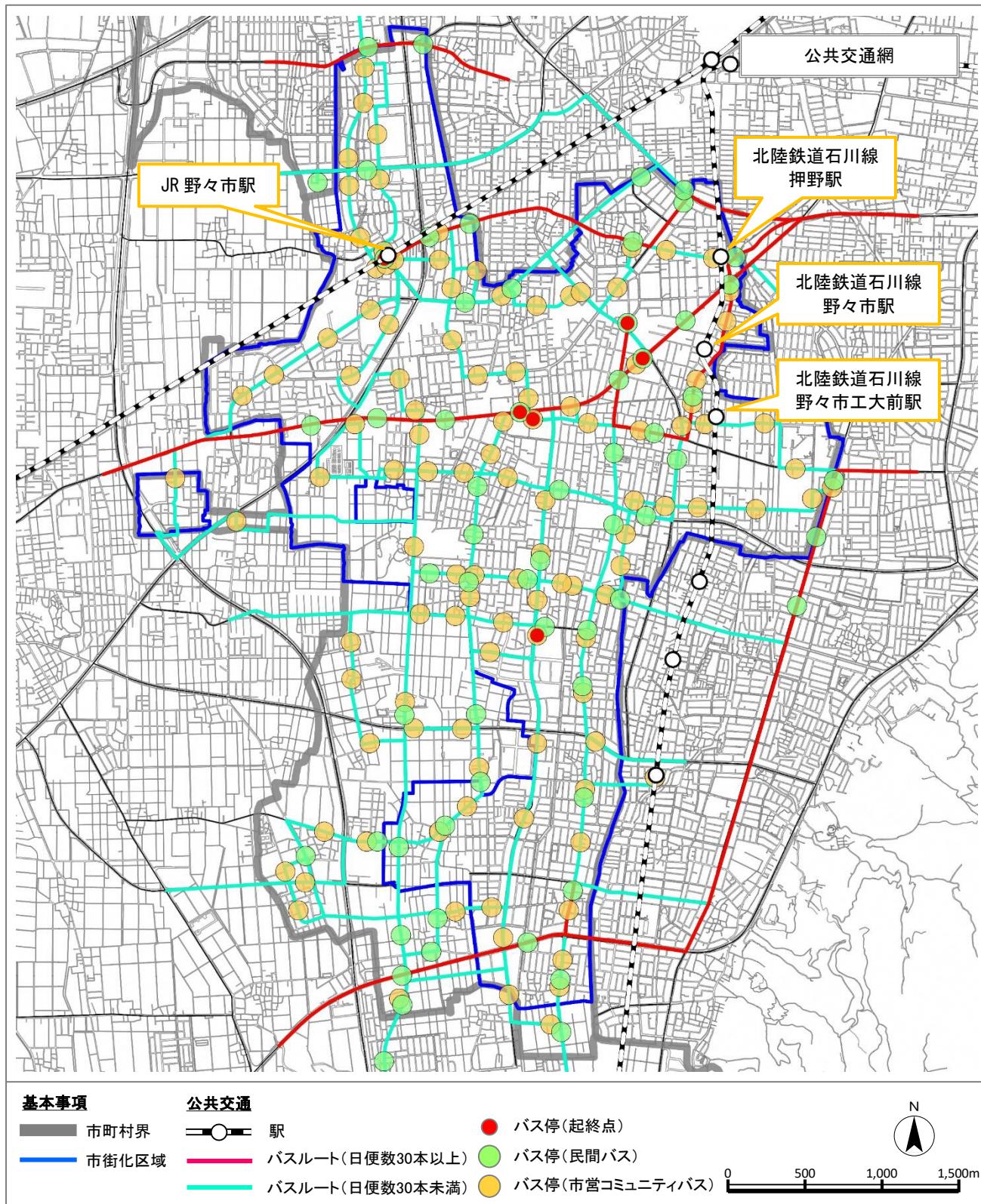


資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

3-4. 公共交通から見た現況・課題

鉄道はJR線の駅が1箇所、北陸鉄道石川線の駅が3箇所あります。

バス停は市内のほぼ全域に広く分布していますが、日便数に地域的な差が生じています。

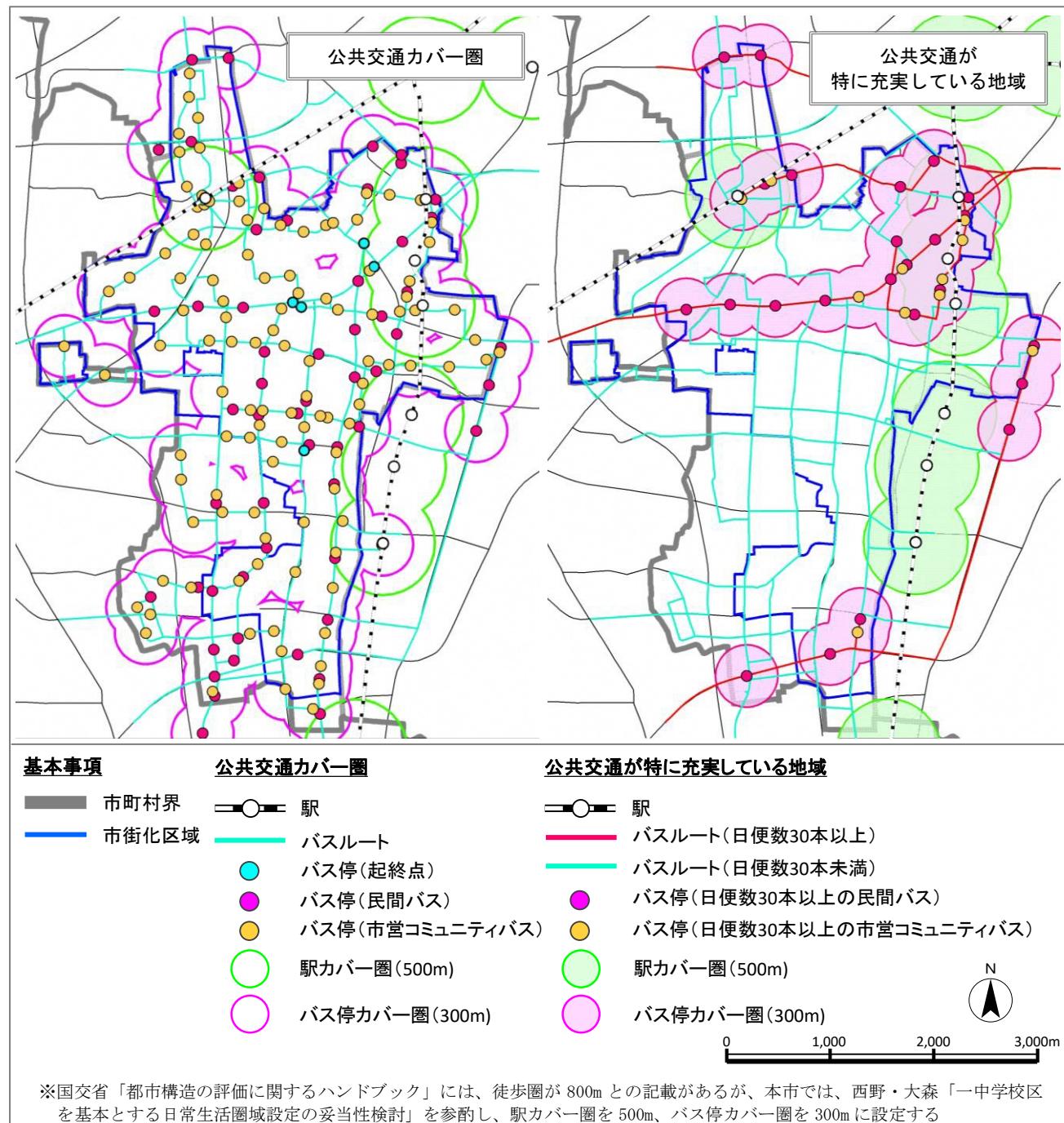


資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

公共交通カバー圏は、市全域をほぼ網羅しており、平成27年におけるこの圏域の人口は54,152人で、市全体の98.3%を占めています。

市域北側は日便数が多いバスルートが多く、特に公共交通が充実しており、平成27年におけるこの圏域の人口は27,735人で、市全体の50.3%となっています。

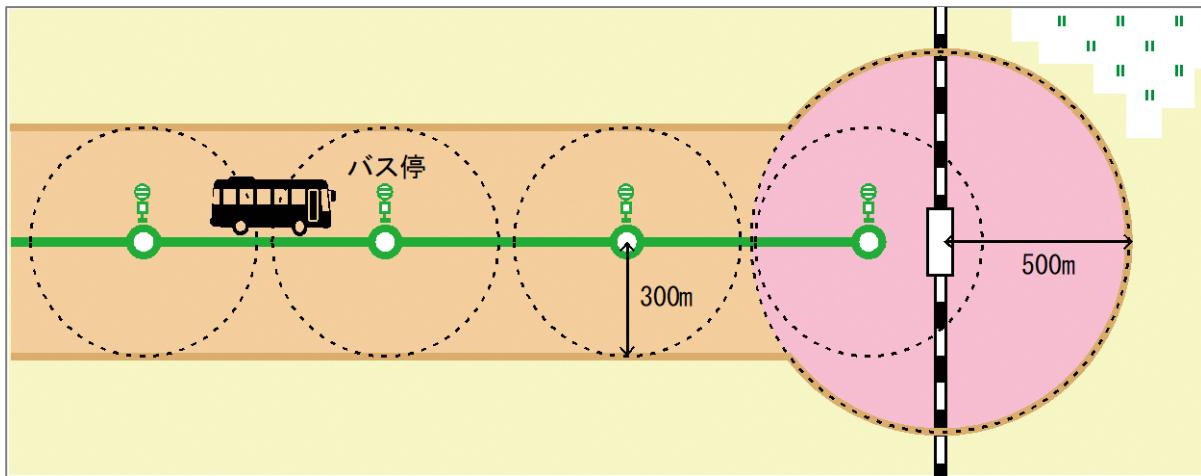
圏域	圏域人口 (市全体比)
公共交通カバー圏	54,152人 (98.3%)
公共交通が特に充実している地域	27,735人 (50.3%)



資料：石川県「都市計画基礎調査」、国土省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

◇ 公共交通カバー圏の設定 ◇

公共交通カバー圏については、国交省「都市構造の評価に関するハンドブック」に駅カバー圏が800m、バス停カバー圏が500mとの記載があります。ただし本計画では、金沢市を事例とした研究資料を基に、右のように設定します。なお、市街化区域が連担し、同一都市計画区域を形成する金沢市においても、同様の考え方で公共交通カバー圏を設定しています。



<高齢者の歩行による外出距離の平均値（金沢市を対象）>

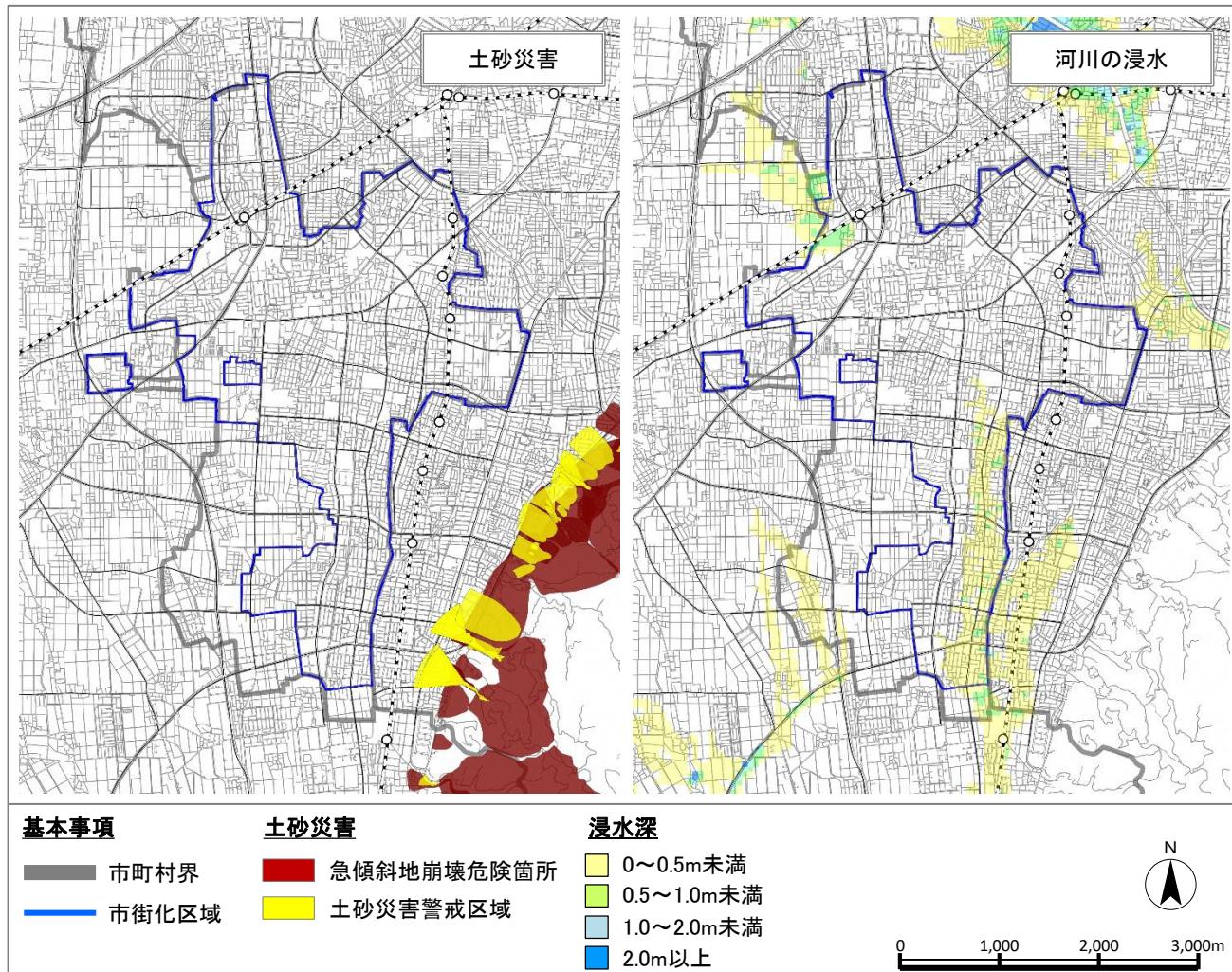
○健康な高齢者：481m ○要支援・要介護者：358m

資料：西野・大森「一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性検討」
(日本建築学会計画系論文集, 第79巻, 第699号, 1109-1118, 2014年5月)

3-5. 災害から見た現況・課題

■土砂災害・河川の浸水

土砂災害は、危険性の高い区域はありません。洪水の浸水想定区域は、市域南側とJR野々市駅周辺にわずかに存在していますが、浸水深は0~1.0m未満と低い想定です。



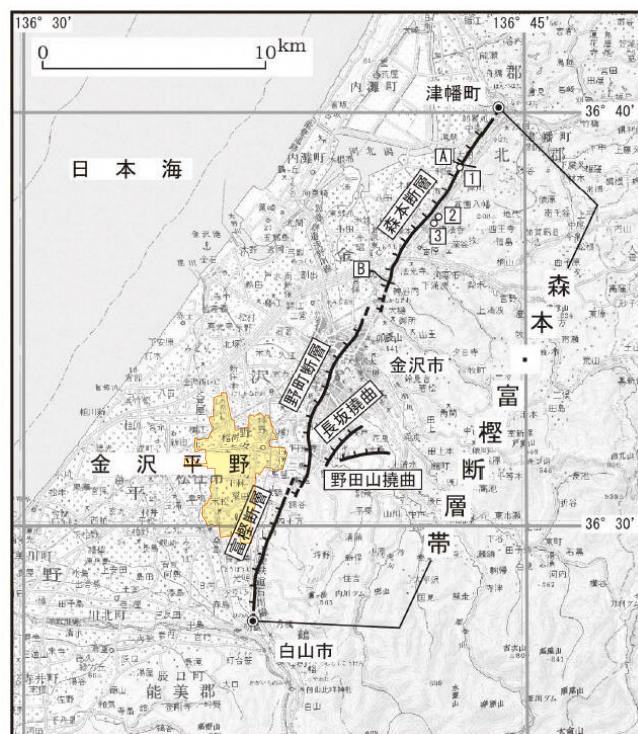
資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■地震

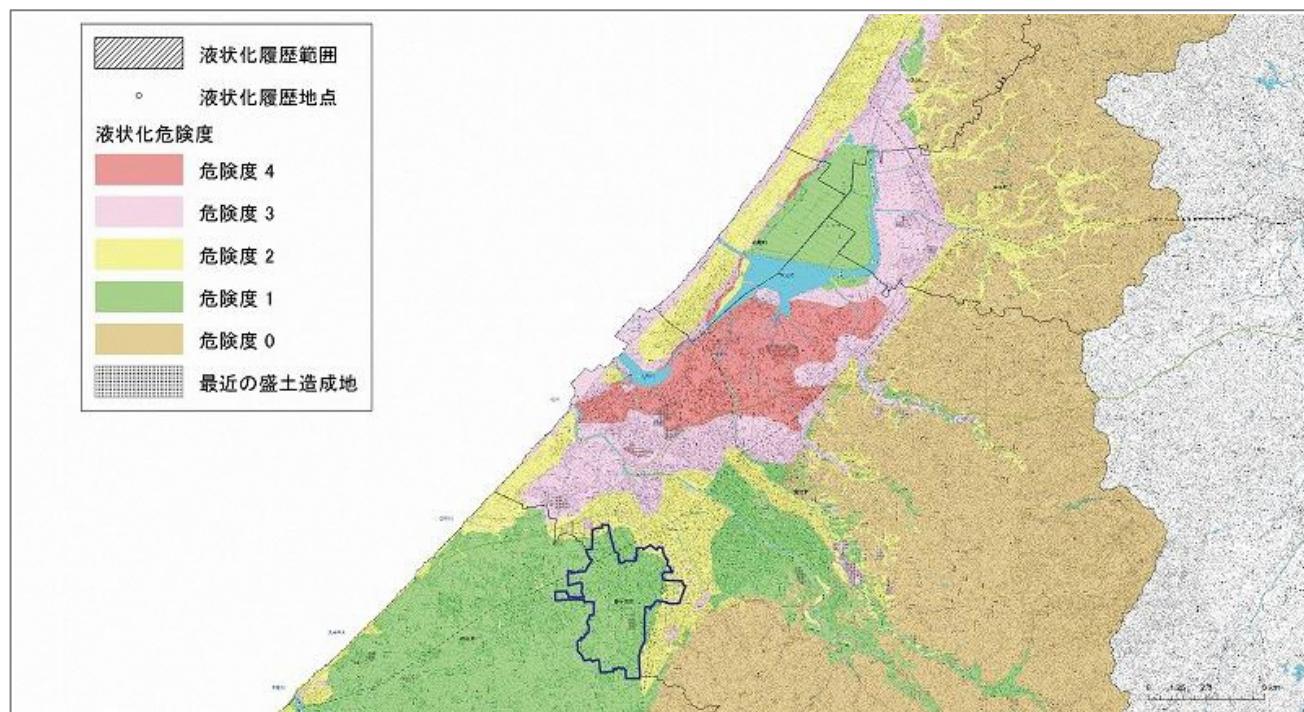
石川県内とその周辺には多数の活断層があり、県内のどの地域も約100年に一度程度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては30年に一度の割合で被害地震が発生しています。

また本市東側の金沢市内には森本・富樫断層帯があり、今後30年以内に地震が発生する確率は2～8%と、国内の活断層の中では発生確率が高いグループに位置付けられています。

一方で液状化の被害については、危険度1と比較的小さいと考えられています。



資料：政府 地震調査研究推進本部「森本・富樫断層帯」を加工



資料：国交省北陸地方整備局「石川県内の液状化しやすさマップ」を加工

3-6. 市民ワークショップから見た現況・課題

■ワークショップの様子

平成30年1月31日(水)、情報交流館カメリア 2Fホール椿にて、ワークショップを行いました。当日は公募による参加者やまちづくりに関わりのある方など20名の方に参加していただきました。



■意見まとめ

JR 野々市駅周辺エリア（北部地域・西部地域）

◇課題

- ・住居以外の都市機能が乏しい
- ・交遊舎や遺跡関連施設といった公共施設が地元住民に利用されていない
- ・飲食店や商業施設が少ない、高架下が店舗や公園等として活用されていない、駅の駐車場が狭いなどにより、駅を中心とした賑わいや拠点性が不足している

◇今後の方向性

- ・病院・スポーツ施設・飲食店を増やす、既存の公共施設を市民同士の交流の場として活用する
- ・空き地・空き家や高架下の空間等を有効活用（商業施設や公園としての活用）

旧市街地エリア（東部地域）

◇課題

- ・人口減少や高齢化が市内で最も進行しており、旧家等の地域資源が空き家になっている
- ・道幅の狭い道路が多い、日常の買い物をするスーパーが少ないなど、生活利便性が低い

◇今後の方向性

- ・フォルテやカレードを中心とした交通や交流の拠点整備
- ・スーパー・コンビニ・北鉄の駅周辺における飲食店の誘致
- ・東部地域に多く居住する学生の活躍、旧家の活用促進・老朽化した住宅の更新

市役所周辺エリア（南部地域）

◇課題

- ・人口が増加しているにも関わらず、公共交通の利便性が低い
- ・商業施設・老人福祉施設・子育て支援施設・医療施設が不足
- ・商業施設や公共施設等と公共交通が連携していないことや、のっティの片道ルート等による交通の利便性不足
- ・新旧住民の交流の機会が少ない、市民の働く企業が少ない

◇今後の方向性

- ・南北交通軸の強化や市街地の充実
- ・周辺エリアへの交通アクセスの向上、生活に必要な都市機能の拡充
- ・高齢者と若者が交流できる機会の提供、若者や外国人を中心とした雇用の創出

3-7. 野々市市が抱える課題まとめ

本市が抱える課題について、現状・将来見通しを踏まえ、以下のとおり整理します。

■人口から見た課題

- これまで増加してきた人口は、平成52年（2040年）まで一貫して増加すると予測される一方で、高齢化も緩やかであるが進行していくことが予測されます。
- 人口密度は、全体的に増加傾向にあるものの、市域東側で人口減少が予測される等、地域別での傾向の違いが想定されます。

■土地利用から見た課題

- 市街化区域内は、住宅・商業等の都市的利用が大半を占め、まとまりのある低未利用地（宅地として利用転換することが可能な土地）は、一部に存在します。
- 今後も継続する人口増加の傾向から、需要に応じて低未利用地の宅地化を進める必要がありますが、良好な居住環境の維持に留意した計画的な居住地の確保が求められます。

■都市機能から見た課題

- 医療施設・コンビニエンスストアは、国道をはじめとする幹線道路沿いを中心に市域全体に分布し、サービス水準は高い状況です。
- 老人福祉施設・大型商業施設については、立地状況が地域によってばらついており、今後の高齢者人口の増加等を踏まえた検討が必要です。

■公共交通から見た課題

- 鉄道は、市域東側にて北陸鉄道石川線が南北方向に、市域北側を横断するようにJR線が伸びています。
- バスは、民間バス・市営コミュニティバスを含めると概ね市域全体を広くカバーしています。
- 市域南側では、日便数が少ないという点で、北側に比べて利便性が低くなっています。

■災害から見た課題

- 土砂災害は、市内における発生はないと考えられます。
- 河川の浸水は、一部に想定される地域があるものの、浸水深は低いものと考えられます。
- 本市東側の金沢市内には森本・富樫断層帯がありますが、市内の直下ではなく、また液状化の被害については、危険度1と比較的小さいと考えられています。
- 自然災害の発生リスクはありますが、日頃から市民の防災意識向上や、災害発生時の対応等について、官民が一体となった取り組みが必要です。

■市民ワークショップから見た課題

- JR野々市駅周辺では、賑わいの創出、居住・交流の拠点性の強化が求められています。
- 旧市街地周辺では、商業機能の充実、住宅の活用・更新、学生の活躍が求められています。
- 市役所周辺では、若者・外国人が働く拠点の創出、新旧住民の交流が求められています。

第4章 目指すコンパクトシティの基本方針・将来都市構造

4-1. 立地適正化計画で取り組む課題

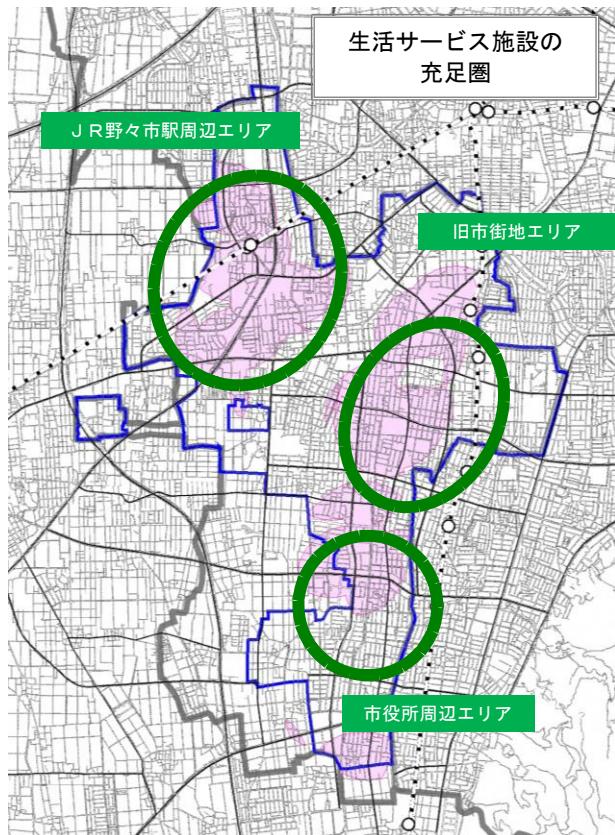
■都市機能・交流

旧市街地、JR野々市駅周辺、市役所周辺の3つのエリアで利便性が高くなっていますが、市全域に都市施設が分散しており、拠点が明確ではありません。そこで、都市機能が集約・連携した利便性の高い都市を目指し、拠点の明確化が必要です。

また、本市は市外からの転入者も多く、新旧住民の混在が進展しています。そうした中、住民同士のつながりが希薄化しており、交流を促進する必要があります。

都市機能・交流における重点課題

- 都市拠点が不明確
- 地域間・世代間の交流が衰退

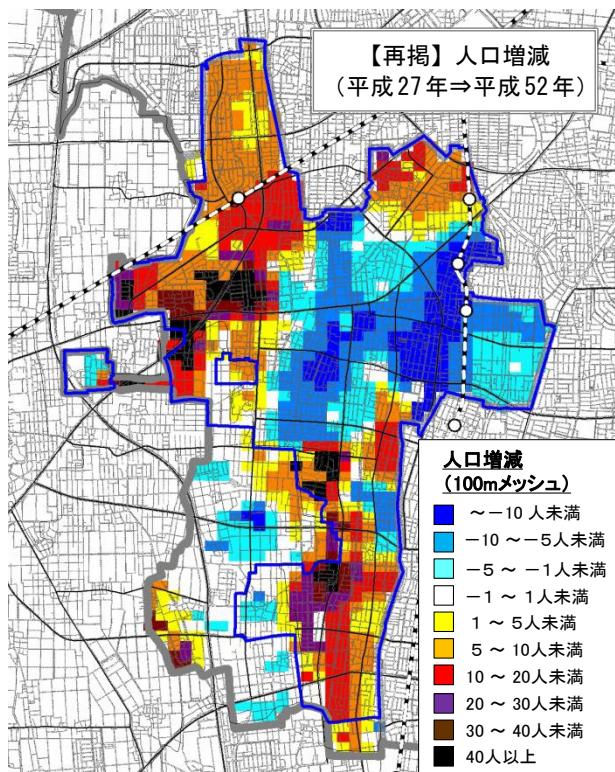


■連携

公共交通も市内を網羅しているものの、充実している地域は限定的です。そのため公共交通よりも自動車が利用される傾向にあり、自動車がなければ暮らしにくい都市になっています。

連携における重点課題

- 交通弱者の移動手段が少ない



■居住

総人口が増加傾向にある中で、旧市街地を中心とした地域では人口が減少しており、地域間の格差が生じています。旧市街地は公共交通が充実しており、利便性の高い地域であるため、積極的な誘導施策が必要です。

居住における重点課題

- 公共交通の利便性の高い地域で人口が減少

4-2. 立地適正化計画の基本方針

■市全体の基本方針

前述の課題等を踏まえ、本市が目指すコンパクトシティの姿（ターゲット）として、以下の基本方針を定めます。

基本方針

市内における不均衡を解消しながら、それぞれの地域における生活を基本として高い生活利便性を維持しつつ、徒歩・自転車や公共交通による市内の拠点へのアクセス性を確保したコンパクトシティの姿として、基本方針を以下に定めます。

それぞれの地域生活圏の連携・補完による 歩いて暮らせるまち ののいち ～3つの拠点と公共交通でつくる のっティタウン～

都市機能・交流

3つの都市拠点の集約化・住民同士の交流の促進

- ⇒明確な拠点のない本市においては、公共交通、文化、行政の3つの拠点が連携することが必要です。
- ⇒3つの都市拠点が強力に結びつくことにより、市の中心拠点を形成します。
- ⇒また新旧住民の交流が少なくなっていますが、地域内の活動を支援する等、住民の交流を促進します。

連携

市全体での連携の促進

- ⇒本市は、市域が小さいにも関わらず、自動車がないと不便なまちになっています。
- ⇒公共交通の充実を図るなど、市全体での連携・交流を促進します

居住

人口密度の適正化

- ⇒平成52年頃まで人口が増加する本市では、現段階からコンパクトな居住誘導区域を設定することは難しい状況です。
- ⇒そうした中、人口密度は、全体的に増加傾向にあるものの、市域東側で人口減少が予測される等、地域別での傾向の違いが想定されます
- ⇒そこで、市街化区域の大部分を居住誘導区域としつつ、特に市域東側の旧市街地において、人口増加対策を強化します。

◇ 都市拠点を結ぶ2つの軸 ◇

- ・都市拠点は、それぞれ公共交通や緑のネットワーク（環状緑地軸）で強力に連携するものとします。
- ・公共交通は拠点的連携軸を対象に、徒歩や自転車は環状緑地軸を対象にし、それらが快適に行き来できるよう、2つの軸を形成します。



4-3. 将来都市構造

■野々市市が目指すコンパクトシティのイメージ

前項で定めた基本方針を基に、本市の将来都市構造を以下に示します。

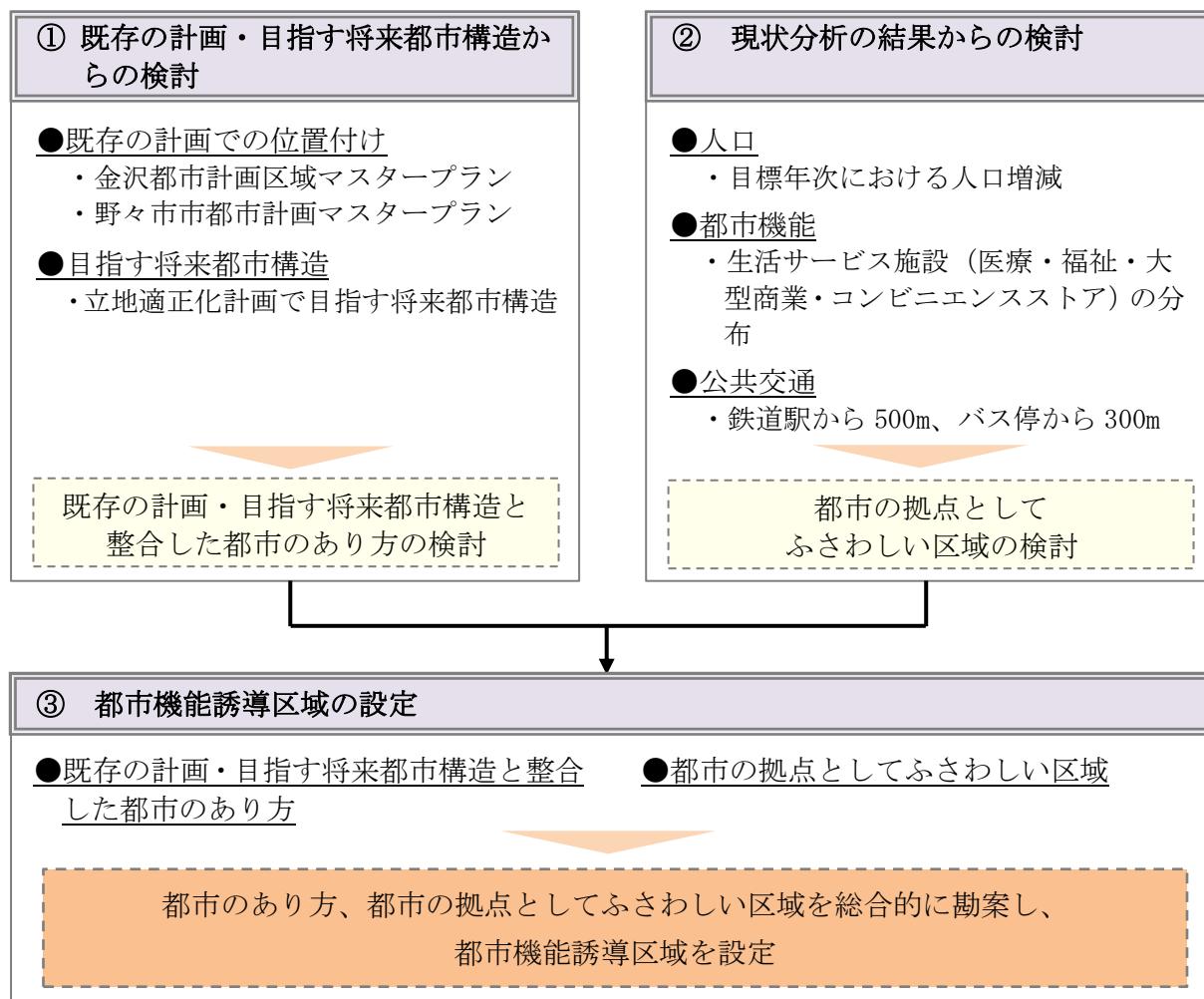


第5章 誘導区域・誘導施設の設定

5-1. 都市機能誘導区域の設定

■都市機能誘導区域の検討フロー

都市機能誘導区域は、既存の計画・目指す将来都市構造からの検討、現状分析の結果からの検討より、都市のあり方、都市の拠点としてふさわしい区域を総合的に勘案し、設定します。



■既存の計画・目指す将来都市構造からの検討

既存の都市計画で、旧来の市街地周辺、JR 野々市駅周辺、市役所周辺が、都市機能を集約させる主要な都市拠点となっています。また目指す将来都市構造で、それらの場所が拠点として強力に機能するために、拠点間連携軸を設定し、公共交通の核となることが求められています。

►市役所を中心とする市街地に都市拠点が、
旧来の市街地に商業・業務ゾーンが設定さ
れており、中枢的な役割を担うものとされ
ている

凡 例	
都市拠点 産業拠点 レクリエーション拠点	居住ゾーン 商業・業務ゾーン 工業ゾーン 農業ゾーン 自然保全ゾーン
	都市連携軸 自動車専用道路 幹線道路 (主)主要地方道 (都)都市計画道路
	鉄道 (JR線) 北陸新幹線 (計画) 鉄道 (北陸鉄道)
	都市計画区域 行政区域



資料：石川県「金沢都市計画区域マスターplan」

►市内において、それぞれの役割に合
わせた 10 の拠点が設定されている
►旧市街地の地域中心交流拠点、JR
野々市駅周辺の交通交流拠点、市役所
周辺の情報交流拠点が、本市の魅力を
継承しつつ、将来の集約まちづくりに
向けて中心的な役割を果たす拠点で
ある

土地利用構成	歴史的市街地ゾーン 市街地ゾーン 農業環境保全ゾーン
都市拠点	拠点
道路交通ネットワーク	鉄道 広域ネットワーク 拠点間ネットワーク 歩行系ネットワーク (環状地輪)



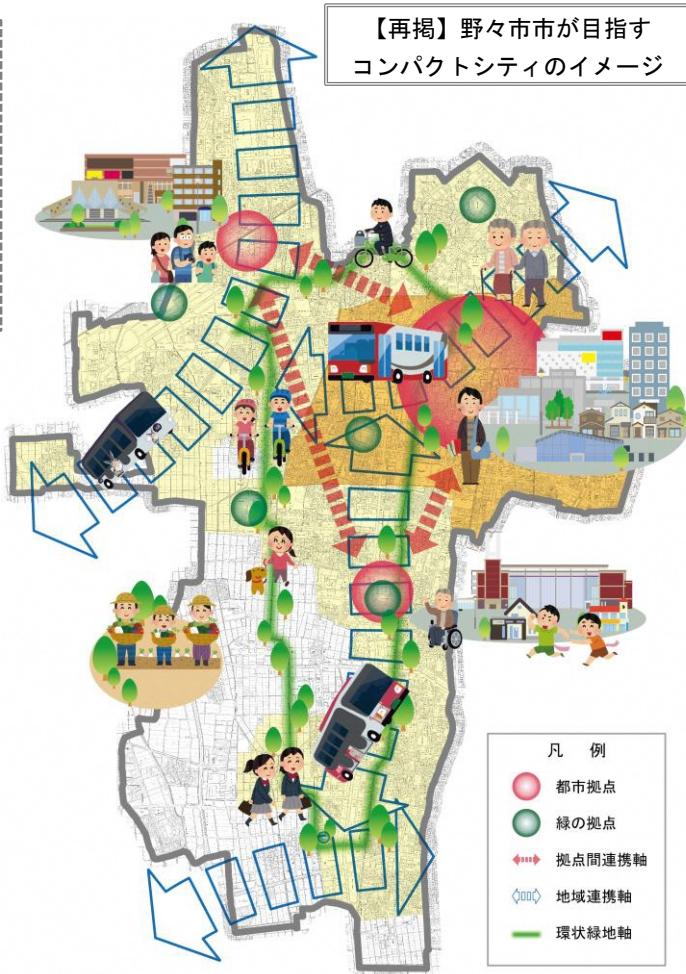
資料：野々市市 都市計画マスターplan

►本市では、コンパクトシティを検討するにあたって、JR 野々市駅周辺、旧市街地、市役所周辺に拠点的な機能を集約し、それらと各地域を拠点間連携軸や環状緑地軸で連携することを目指している

【都市機能・交流】
～3つの都市拠点の集約化～
～住民同士の交流の促進～

【連携】
～市全体での連携の促進～

【居住】
～人口密度の適正化～

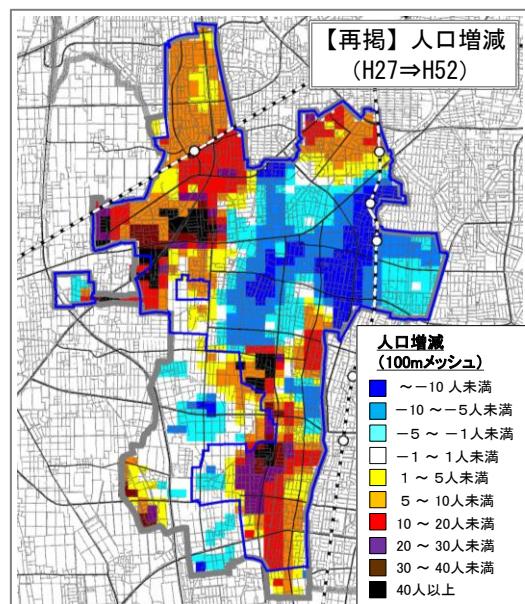


■現状分析の結果からの検討

《人口》

北部地域、西部地域、南部地域では、主に人口の増加傾向があります。今後、増加人口の計画的な誘導が必要です。

東部地域では、主に人口の減少傾向があります。この地域は旧来の市街地を中心とした主要な都市拠点となる場所であり、人口減少への対策が必要です。

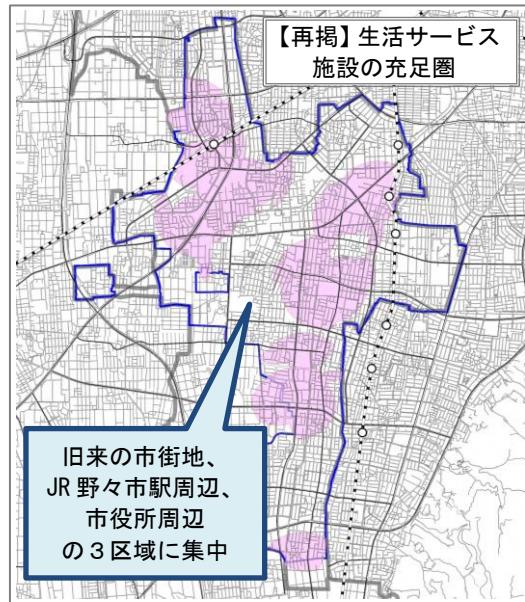


《都市機能》

市内において、医療施設・老人福祉施設・大型商業施設・コンビニエンスストアといった生活サービス施設は広く分布していますが、カバー圏に含まれない地域もあります。

生活サービス施設全てのカバー圏に含まれる圏域（充足圏）は大きく分けて、旧市街地、JR 野々市駅周辺、市役所周辺の3区域となります。

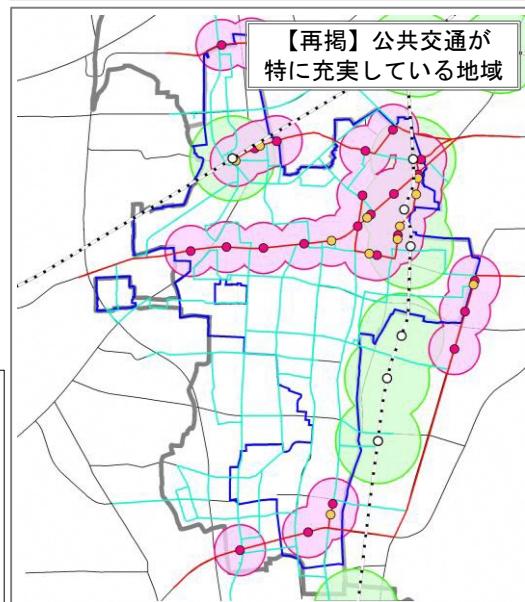
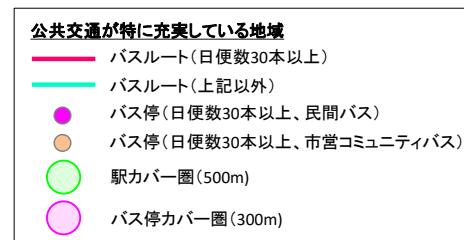
*生活サービス施設全てのカバー圏（充足圏）は、医療施設・老人福祉施設・大型商業施設・コンビニエンスストアの全てのカバー圏に含まれる圏域



《公共交通》

市内において、鉄道・バスのカバー圏は広く分布していますが、バスの日便数は地域によって差があります。

都市機能誘導区域は、利便性を考慮し、鉄道カバー圏(500m) 及び日便数30本以上のバス路線のカバー圏(300m)において検討します。



資料：各図とも総務省「国勢調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■都市機能誘導区域の設定

《既存の計画・目指す将来都市構造》

- 既存の都市計画で、旧市街地、JR 野々市駅周辺、市役所周辺が、都市機能を集約させる主要な都市拠点となっています。
- 目指す将来都市構造で、3つの都市拠点が公共交通の核となることが求められています。

《現状分析の結果》

◇人口

- 北部地域、西部地域、南部地域では、主に人口の増加傾向がある。今後、増加人口の計画的な誘導が必要である。
- 東部地域では、主に人口の減少傾向がある。この地域は旧来の市街地を中心とした主要な都市拠点となる場所であり、人口減少への対策が必要である。

◇都市機能

- 市内において、生活サービス施設は広く分布しているが、圏域に含まれない地域もある。
- 生活サービス施設全ての充足圏に含まれるカバー圏は、大きく旧市街地、JR 野々市駅周辺、市役所周辺となる。

◇公共交通

- 市内において、鉄道・バスのカバー圏は広く分布しているが、バスの日便数は地域によって差がある。
- 都市機能誘導区域は、利便性を考慮し、鉄道カバー圏及び日便数 30 本以上のバス路線のカバー圏において検討する。

都市機能誘導区域

上記より、旧市街地、JR 野々市駅周辺、市役所周辺を、都市機能誘導区域として設定します。区域の範囲については、以下の通りとします。

【歴史の残る旧市街地エリア】

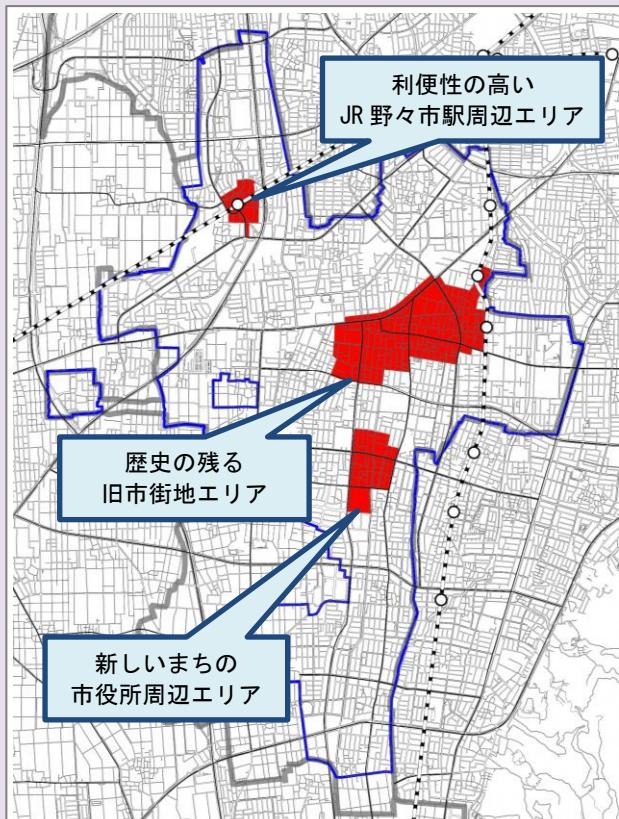
⇒用途地域で定められている近隣商業地域とその周辺区域を対象に設定する

【利便性の高いJR 野々市駅周辺エリア】

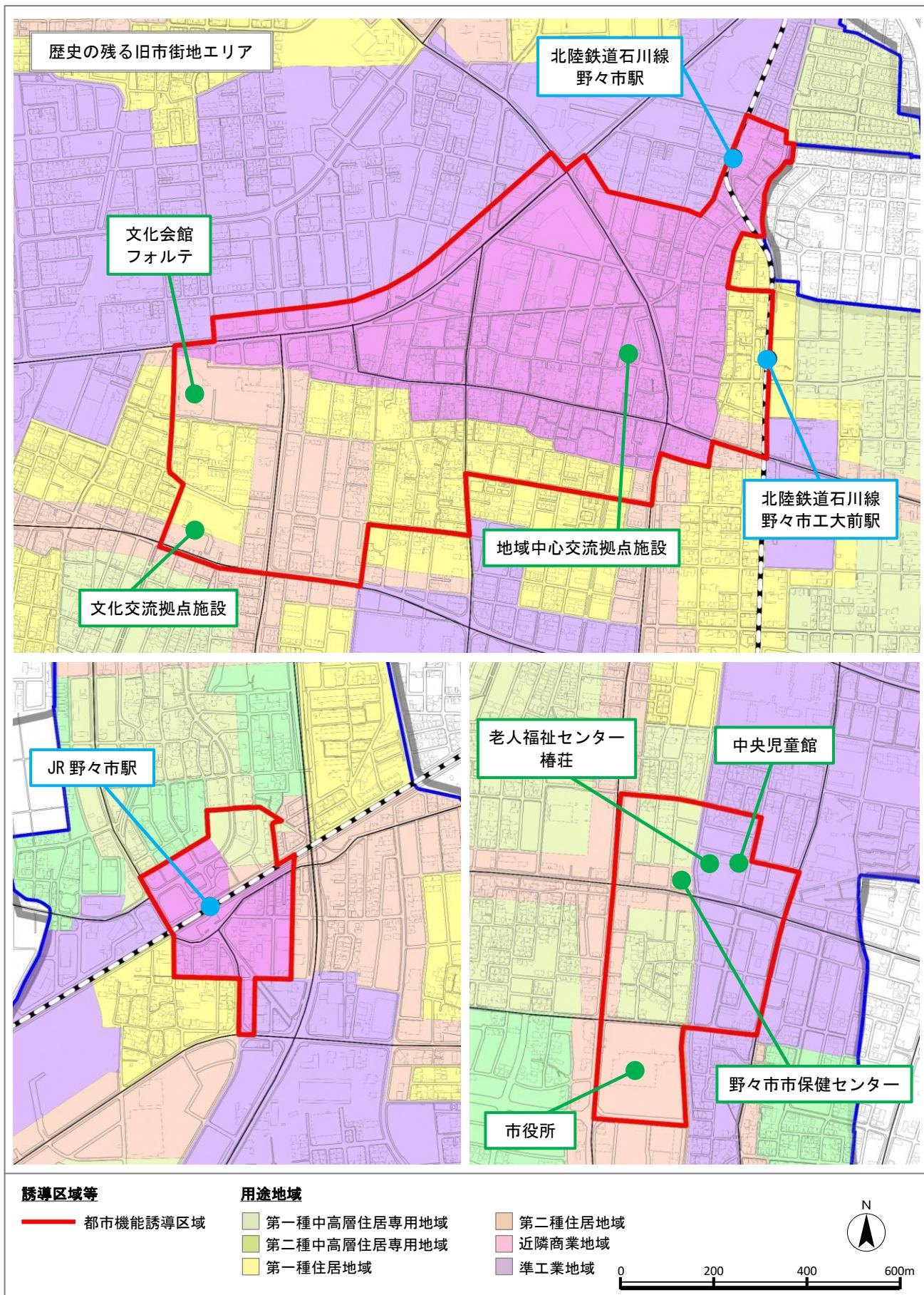
⇒用途地域で定められている近隣商業地域とその周辺区域を対象に設定する

【新しいまちの市役所周辺エリア】

⇒市役所と今後の発展が想定されるその周辺区域を対象に設定する



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成



資料：石川県「都市計画基礎調査」より作成

5-2. 誘導施設の設定

■本市における誘導施設の考え方

本市は、これまでの市街化が進展する過程において、まちの核となる拠点が徐々に不明確になつた都市構造となつています。また、特に市街地においては低未利用地が少なく、効率的な施設運営が必要です。

そこで誘導施設を、特に賑わいを生み出す複合施設で検討することとします。ただし、平成52年以降の人口が減少する第2段階に向けては、個別施設も対象に加えることとします。

【第1段階 “平成52年（2040年）頃まで”】複合施設の誘導

都市機能誘導区域内に複合施設を誘導します。

これにより、多くの市民が当該区域及び誘導施設へ行く機会を増加させ、さまざまな世代間の交流を促進することにより、課題である都市拠点の明確化を図ります。

【成果】

- 当該区域の賑わいの創出・都市拠点の確立につなげていく。



【第2段階 “平成52年（2040年）頃から”】個別施設の誘導

第1段階の取り組みによって、市民の集まる都市拠点として確立されています。

人口減少に差し掛かった第2段階では、個別施設を加え、まちの集約をより一層進めます。

【成果】

- 都市機能誘導区域周辺への居住の誘導に取り組んでいく。



■都市機能誘導区域におけるターゲット（目指す姿）

誘導施設を設定するにあたって、3つの都市機能誘導区域に求められる姿・役割を明確にし、ターゲット（目指す姿）を検討します。

また、各誘導区域において、ターゲットを達成するために特に重要な機能を、右図より抽出します。



【歴史の残る旧市街地エリア】

旧市街地エリアは、歴史ある市街地が残り、古くから本市の中心として機能してきた区域です。文化会館等、市の中枢機能があり、さらに教育・文化機能の整備を進めています。

一方で、まちなかの賑わいを維持・回復することが必要です。

また市民ワークショップでは、フォルテやカレードを中心とした交通や交流の拠点整備、北鉄の駅周辺における飲食店の誘致、学生の活躍、旧家の活用促進等が求められています。

そこで、以下の方向性を設定します。



歴史の残る旧市街地エリア～歴史性豊かで賑わいのある中心地の形成～

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・商業の活性化・資源の活用
- ・市民の交流や生涯学習の展開

◇特に重要な機能

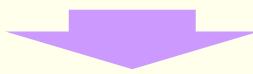
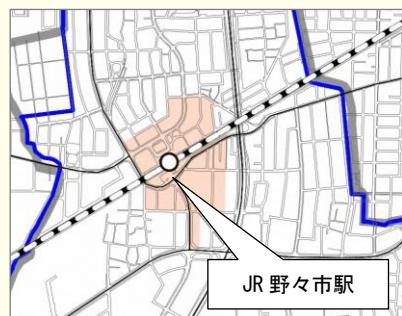
- | | |
|-----------|-----------|
| 【行政機能】 | 【介護・福祉機能】 |
| 【教育・文化機能】 | 【子育て機能】 |
| 【商業機能】 | |

【利便性の高いJR野々市駅周辺エリア】

JR 野々市駅周辺エリアは、JR の主要駅があると同時に、バスのターミナルとして公共交通の利便性が非常に高い区域です。多くの人々が日常的に行き交う特性を活かした商業機能・行政機能の充実が必要と考えられます。

また市民ワークショップでは、病院・スポーツ施設・飲食店の誘致、市民同士の交流の場の創出、空き地・空き家・高架下等の空間の活用が求められています。

そこで、以下の方向性を設定します。



JR 野々市駅周辺エリア ~ 交通利便性を活かした商業の活性化 ~

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・活力・魅力向上

◇特に重要な機能

- 【行政機能】
- 【商業機能】

【新しいまちの市役所周辺エリア】

市役所周辺エリアは、市役所の他に保健センター等が立地し、行政の中心となります。行政の中枢として、今後、施設の再編等による集約化を検討していく必要があります。

また市民ワークショップでは、周辺エリアへの交通アクセス性の向上、若者などを中心とした雇用の創出や市民の交流の機会の創出が求められています。

そこで、以下の方向性を設定します。



市役所周辺エリア ~ 急速な人口増加に合わせた都市機能の配置~

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・人口増加に対する都市機能の充実

◇特に重要な機能

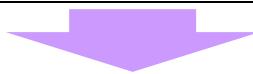
- 【行政機能】
- 【介護・福祉機能】
- 【子育て機能】



■誘導施設の設定

各都市機能のうち、誘導施設となる施設を下表のとおり定めます。

分類	都市施設	誘導施設となる施設	備考
行政機能	市役所	<input type="radio"/>	
	支所	<input type="radio"/>	
	公民館・地域交流センター	<input type="radio"/>	
医療機能	病院		
	診療所		
	調剤薬局		
介護・福祉機能	地域包括支援センター	<input type="radio"/>	
	老人デイサービスセンター		
	老人福祉センター	<input type="radio"/>	
	小規模多機能型居宅介護事業所		
子育て機能	子育て支援センター	<input type="radio"/>	
	児童館・児童センター	<input type="radio"/>	
	保育園・保育所		
	認定こども園		
教育・文化機能	幼稚園		
	小学校		
	中学校		
	図書館	<input type="radio"/>	
	博物館	<input type="radio"/>	
	文化会館	<input type="radio"/>	
商業機能	大型商業施設（店舗面積 1,000 m ² 超）	<input type="radio"/>	
	スーパー・マーケット	<input type="radio"/>	
	コンビニエンスストア		
	地域振興施設（物販等）	<input type="radio"/>	
金融機能	銀行・信用金庫		
	郵便局		



《誘導施設》

上表の「誘導施設となる施設」を1つ以上含み、その他に別の機能を持つ施設を併設する複合施設を誘導施設として設定します。

“歴史の残る旧市街地エリア”における誘導施設

- ・行政機能、介護・福祉機能、教育・文化機能、子育て機能、商業機能のいずれかを核とした複合施設

“利便性の高いJR野々市駅周辺エリア”における誘導施設

- ・行政機能、商業機能のいずれかを核とした複合施設

“新しいまちの市役所周辺エリア”における誘導施設

- ・行政機能、介護・福祉機能、子育て機能のいずれかを核とした複合施設

届出が必要な複合施設は以下の施設です。

◇都市機能誘導区域外

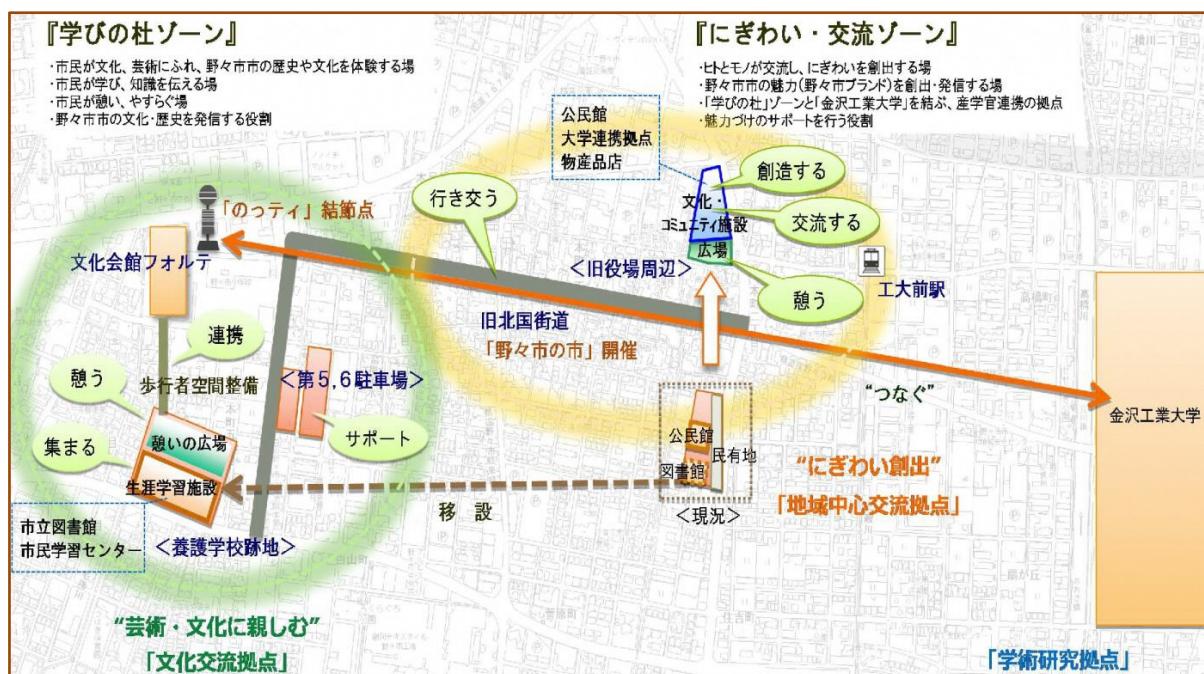
⇒全ての複合施設

◇都市機能誘導区域内

⇒各エリアで定める条件に合致しない複合施設

※また、1つの敷地に2以上の建物を有する場合も複合施設とします。

◇ 誘導施設とする複合施設のイメージ ◇



市民が学習・文化・芸術に親しむ場 = 『文化交流拠点施設』



◆市立図書館

- 長年にわたり市民ニーズの高い『知の拠点』を整備
- 市内の大学図書館との図書館ネットワークを構築し、そのハブ拠点として市民の学習活動を支援
- 市民の『憩いの場』とすべく、既存樹木を活用した緑地空間やカフェの併設を想定

◆市民学習センター

- 市民のための創作工房、絵画等の展示ギャラリーの整備
- 文化会館フォルテとの連携・相乗効果を發揮し、芸術・文化活動をきっかけとした市民が活躍する舞台

※PFI法を適用したBT方式により整備

ヒト・モノが交流し、にぎわいを創出する場 = 『地域中心交流拠点施設』



◆物産店

- 本市の特産品を一堂に紹介し、販売する拠点フロア
- 野々市市観光物産協会による運営を想定

◆公民館

- 生涯学習拠点、市民サークル活動の拠点となるフロア
- ボランティアガイドの活動拠点としての利用も想定

◆大学連携拠点

- 市民と大学、企業等との協働の拠点となるフロア
- 大学連携事業に基づき、大学生による物産店のHP作成支援、販売促進策など相互検討の拠点としての活用を想定

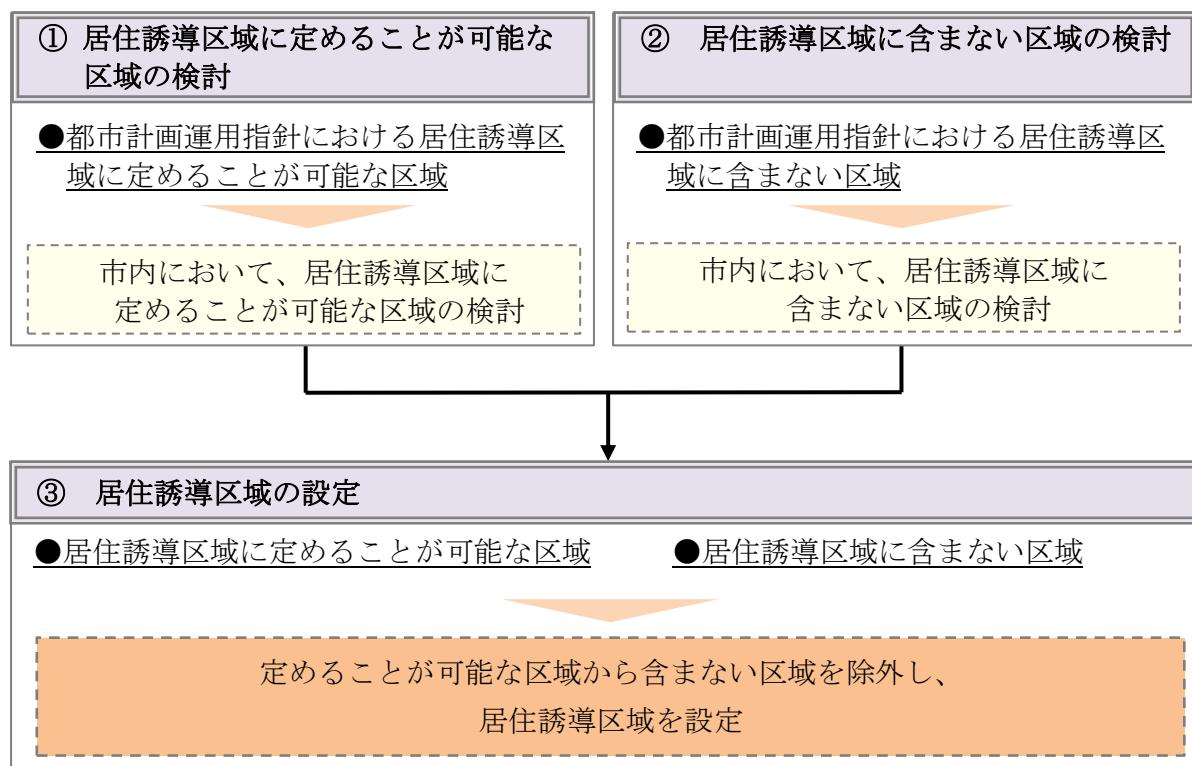
※PFI法を適用したBT方式により整備

資料：野々市市「野々市中央地区土地利用構想」

5-3. 居住誘導区域の設定

■居住誘導区域の検討フロー

居住誘導区域は、国の都市計画運用指針を基に、定めることが可能な区域・含まない区域を検討し、設定します。

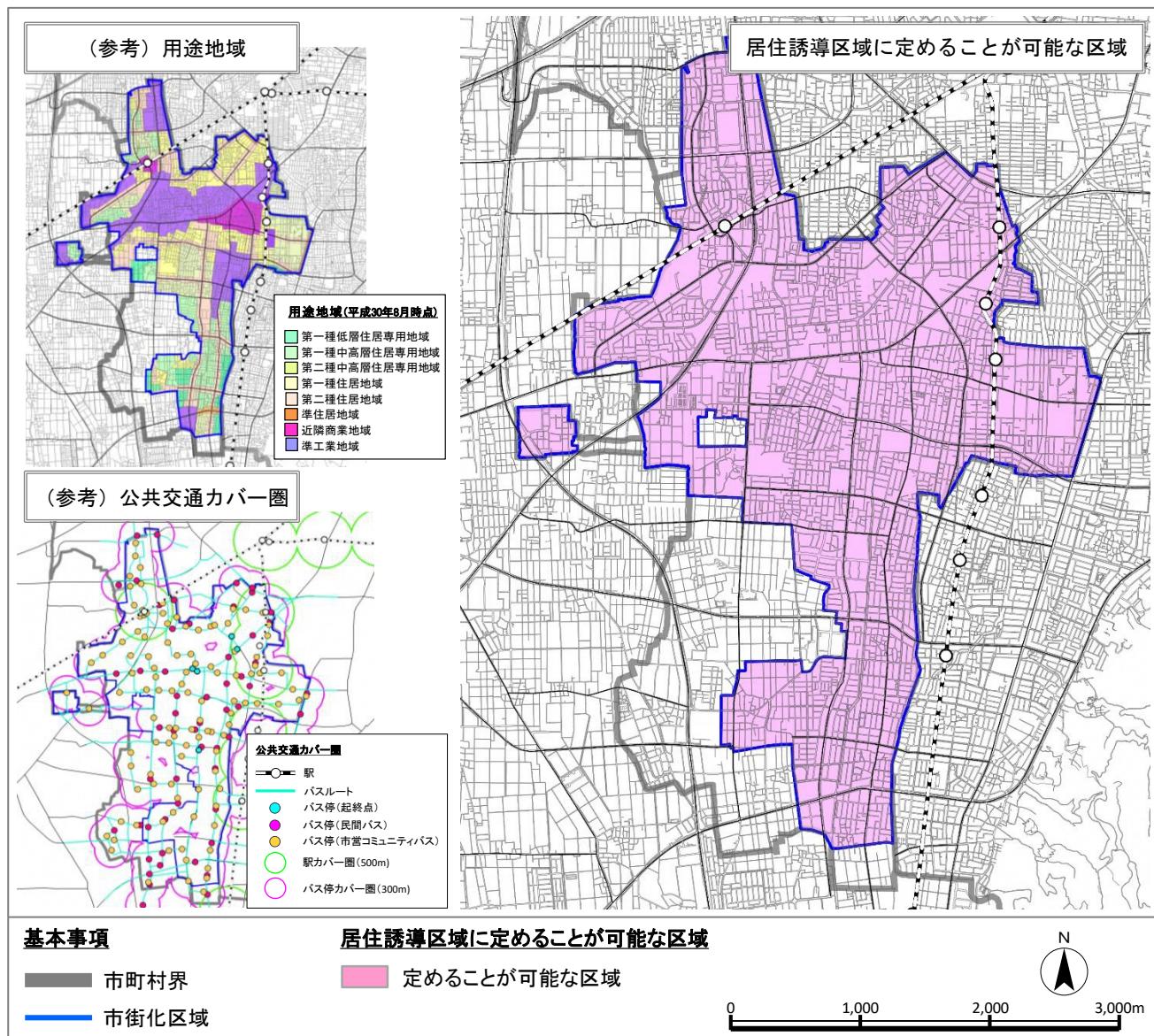


■居住誘導区域に定めることが可能な区域

国の都市計画運用指針を参考に、市街化区域（用途地域）、公共交通カバー圏を満たす区域を、「居住誘導区域に定めることが可能な区域」として検討します。

本市では、公共交通カバー圏がほぼ市全域にかかることから、「居住誘導区域に定めることが可能な区域」を、市街化区域全域とします。

都市計画運用指針	本市における該当区域
・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	市街化区域（用途地域） ※市全域に居住の集積があるとともに、人口が増加することを考慮
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	公共交通カバー圏
・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	—



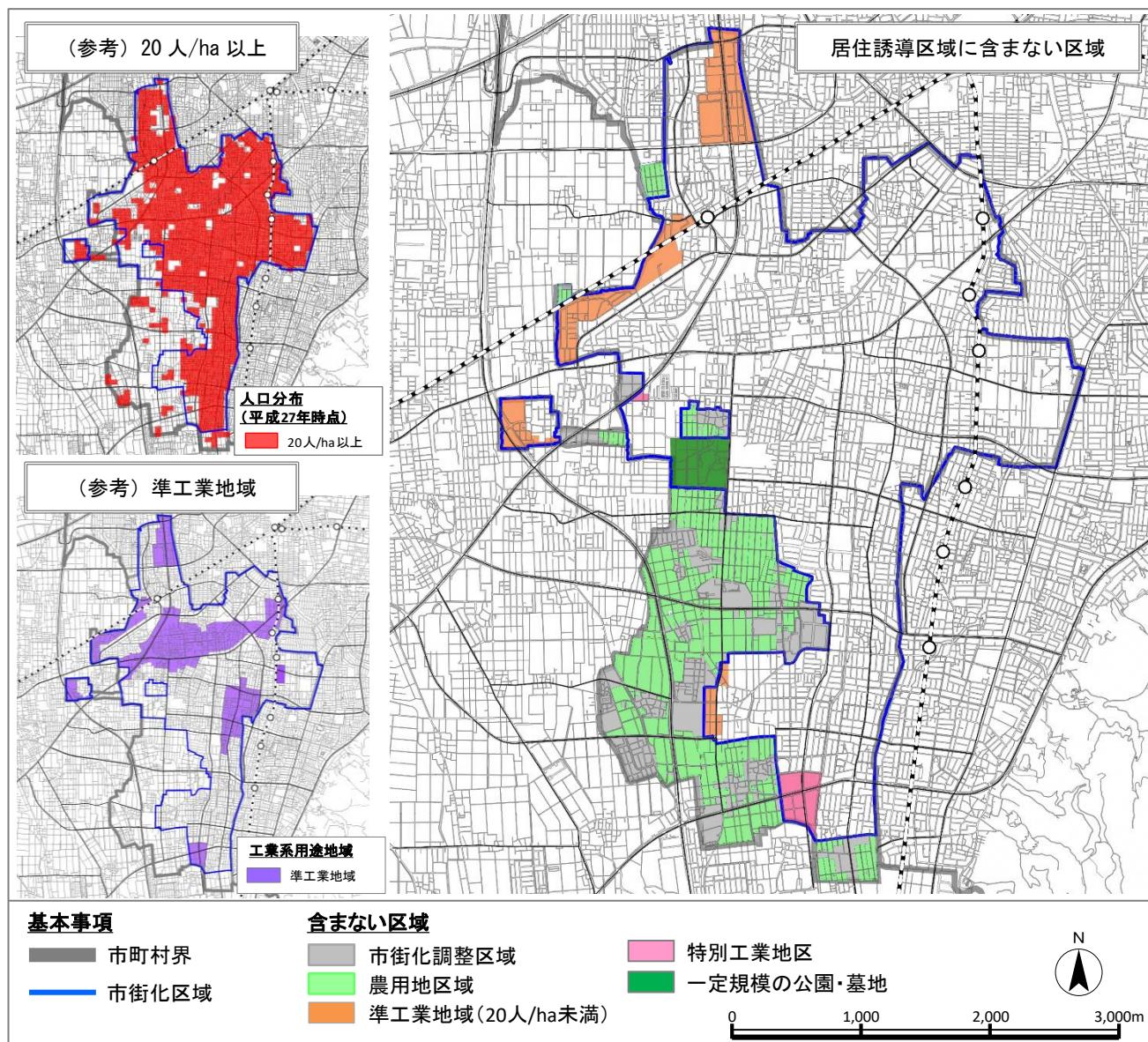
資料：石川県「都市計画基礎調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成



■居住誘導区域に含まない区域

国の都市計画運用指針を参考に、市街化調整区域、農用地区域、特別工業地区、準工業地域（20人/ha未満）を、「居住誘導区域に含まない区域」として検討します。また本市における状況を勘案し、一定規模の公園・墓地を、「居住誘導区域に含まない区域」として検討します。

都市計画運用指針		本市における該当区域
含まない	・市街化調整区域	▶ 市街化調整区域
	・建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	—
	・農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域又は良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地に政令で定めるもの	▶ 農用地区域
	・自然公園法の特別地域	—
	・森林法の保安林の区域	—
	・自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区	—
	・森林法の保安林予定森林の区域	—
原則、含まない	・森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	—
	・土砂災害特別警戒区域	—
	・津波災害特別警戒区域	—
	・災害危険区域（建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域を除く）	—
	・地すべり防止区域	—
の上、含まないと判断	・急傾斜地崩壊危険区域	—
	・土砂災害警戒区域	—
	・津波災害警戒区域	—
	・水防法の浸水想定区域	※避難体制や防災対策の整備により、居住を維持する。
慎重に判断を行うことが望ましい	・都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	—
	・法令により住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域・流通業務地区等）	—
	・条例により住宅の建築が制限されている区域（特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域）	▶ 特別工業地区 (居住に適さない)
	・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
(追加)その他	・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している地域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	▶ 準工業地域 (20人/ha未満)
	・一定程度の規模を有し、居住に用いられることが想定されない公園・墓地等の区域	▶ 野々市中央公園 (予定区域を含む) 市営墓地(予定区域)



資料：石川県「都市計画基礎調査」、総務省「国勢調査」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

△浸水想定区域に対する考え方



本市においては、浸水深1m未満の河川の浸水想定区域が存在するが、浸水深が浅いことから特に危険性が高いとは言い難く、また既に人口集積が進んでいる。そのため、浸水想定区域については、居住誘導区域の設定において除外する区域として取り扱わない。

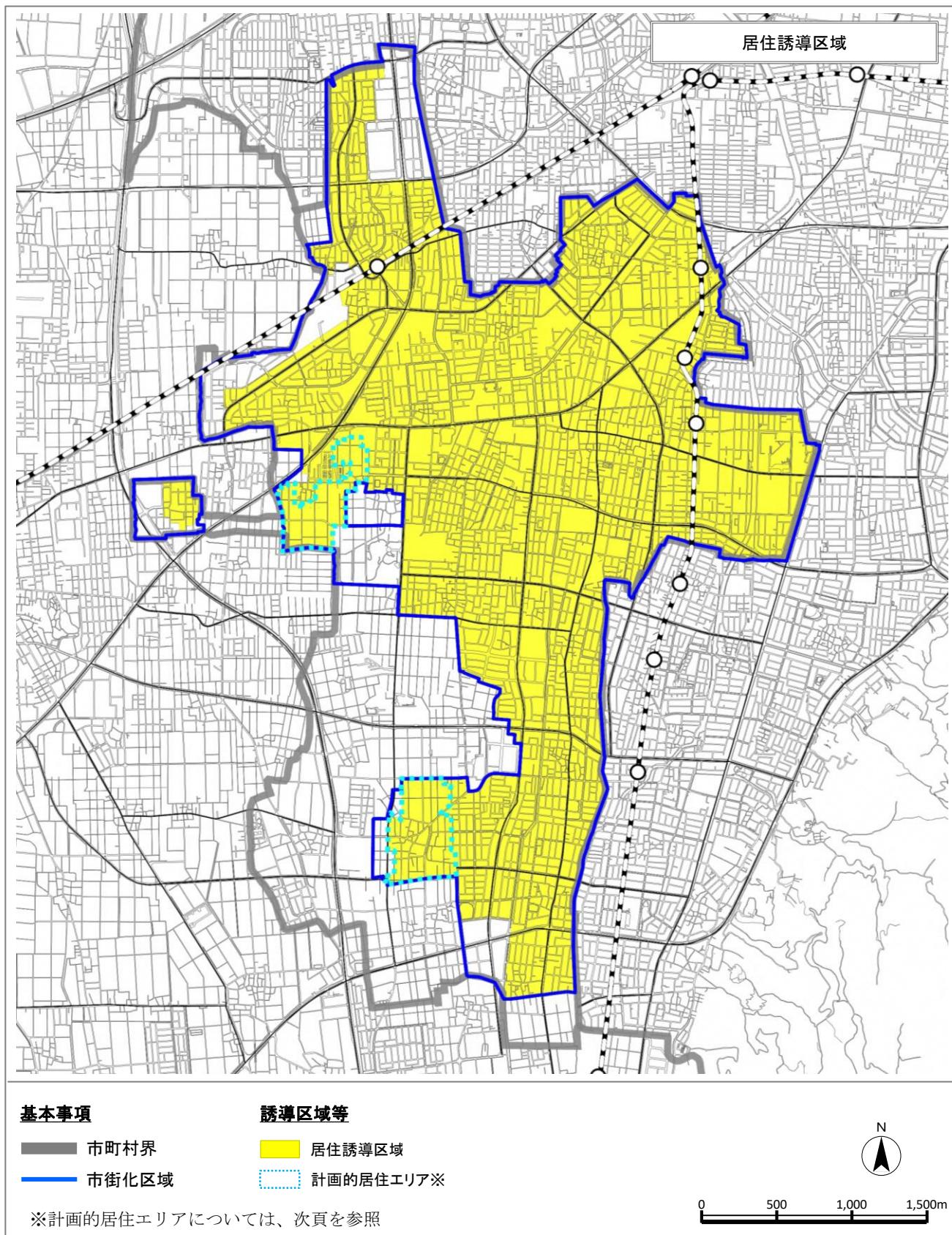
しかしながら、市民の防災意識の向上や、災害時の対応等について、官民が一体となった取り組み※を進めることにより、居住を維持することとする。

※ 防災力向上に向けて市が実施する取り組み

- ・全市民を対象とした防災訓練の定期的な実施
- ・自主防災組織の立ち上げ
- ・地域の防災リーダーとなる防災士の育成

■居住誘導区域の設定

「居住誘導区域に定めることが可能な区域」から、「居住誘導区域に含まない区域」を除外した以下の区域を、居住誘導区域に設定します。



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

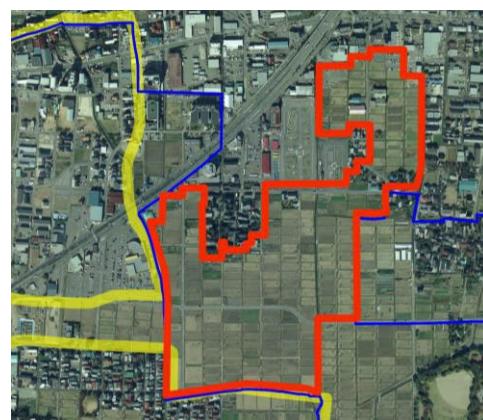
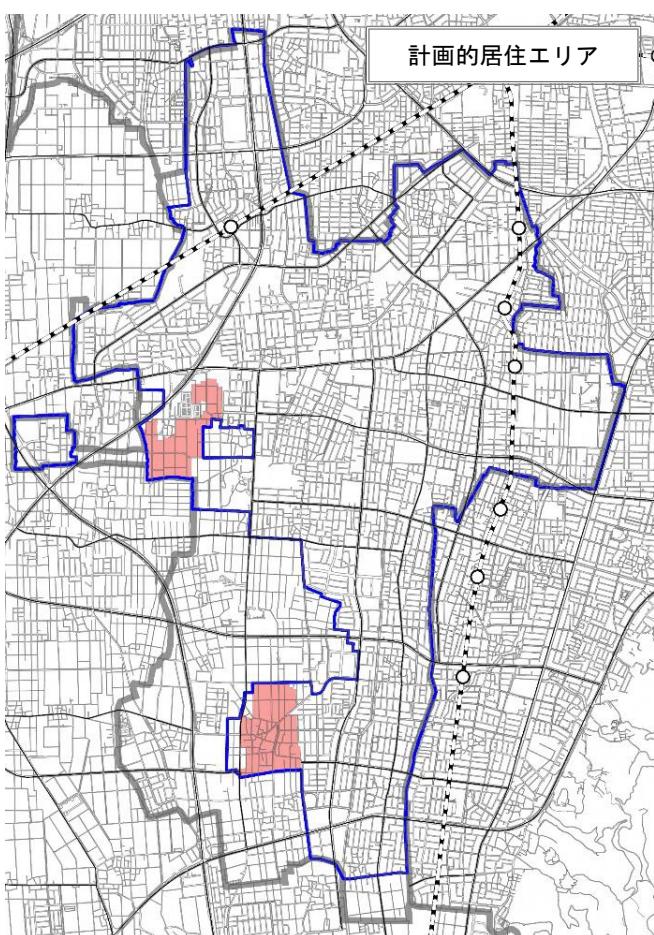
◇ 計画的居住エリアの設定 ◇

- 本市では、平成27年度より土地区画整理事業を実施しており、この事業の進捗に併せて、用途地域についても変更しています。
- 土地区画整理事業を実施する箇所については、市外からの子ども連れ世帯等の誘導を目指し、魅力あふれる居住環境の創出に努めます。

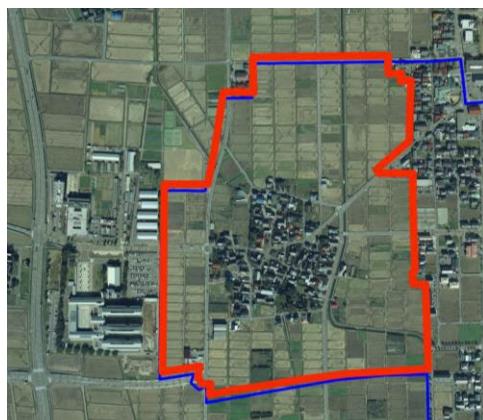


～計画的居住エリア～

- 土地区画整理事業を行う区域のうち、用途地域が準工業地域以外の区域を「計画的居住エリア」として設定し、居住誘導区域に含めることとします。
- 今後もこうした考え方方に伴い、事業が行われた際には居住誘導区域の見直しを行います。



土地区画整理事業の施行区域（西部中央地区）



土地区画整理事業の施行区域（中林地区）

資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

5-4. 居住の魅力向上区域の設定

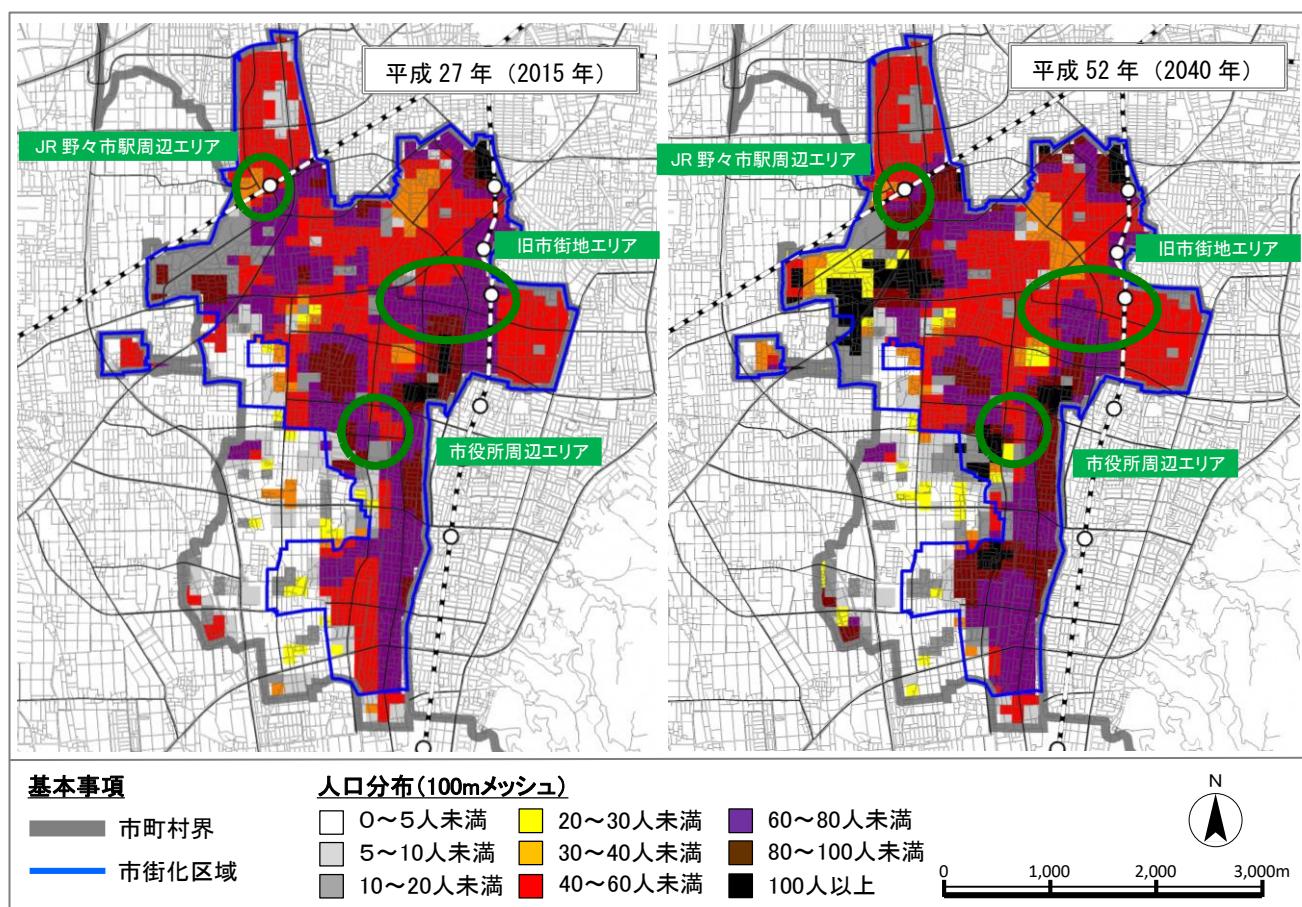
■居住の魅力向上区域の考え方

本市では、平成52年（2040年）頃まで人口が増加傾向にあることから、現段階からコンパクトな居住誘導区域を設定することは難しい状況です。しかしながら、3つの都市機能誘導区域周辺の将来の人口増減の推移をみてみると次のような特徴を捉えることができます。

JR野々市駅周辺エリア及び市役所周辺エリアについては着実に人口が増加することが想定されますが、古くから本市の中心として機能してきた区域である旧市街地エリア周辺では人口密度が60～80人/haの区域も存在する中で、一部の区域では人口が減少することが想定されています。

今後進めるべき人口密度の平準化に対し、特に重点的に取り組みを進めが必要となる区域を法定の居住誘導区域とは別に、市独自の区域設定として、「居住の魅力向上区域」と位置付けます。

本計画が目指す都市機能誘導区域での賑わい創出や都市拠点の明確化を進めるためにも、当該区域周辺での人口減少は食い止めるべきであり、このエリアでの生活の快適性や魅力を高めていく取り組みを進めることにより、居住の誘導を進めていきます。

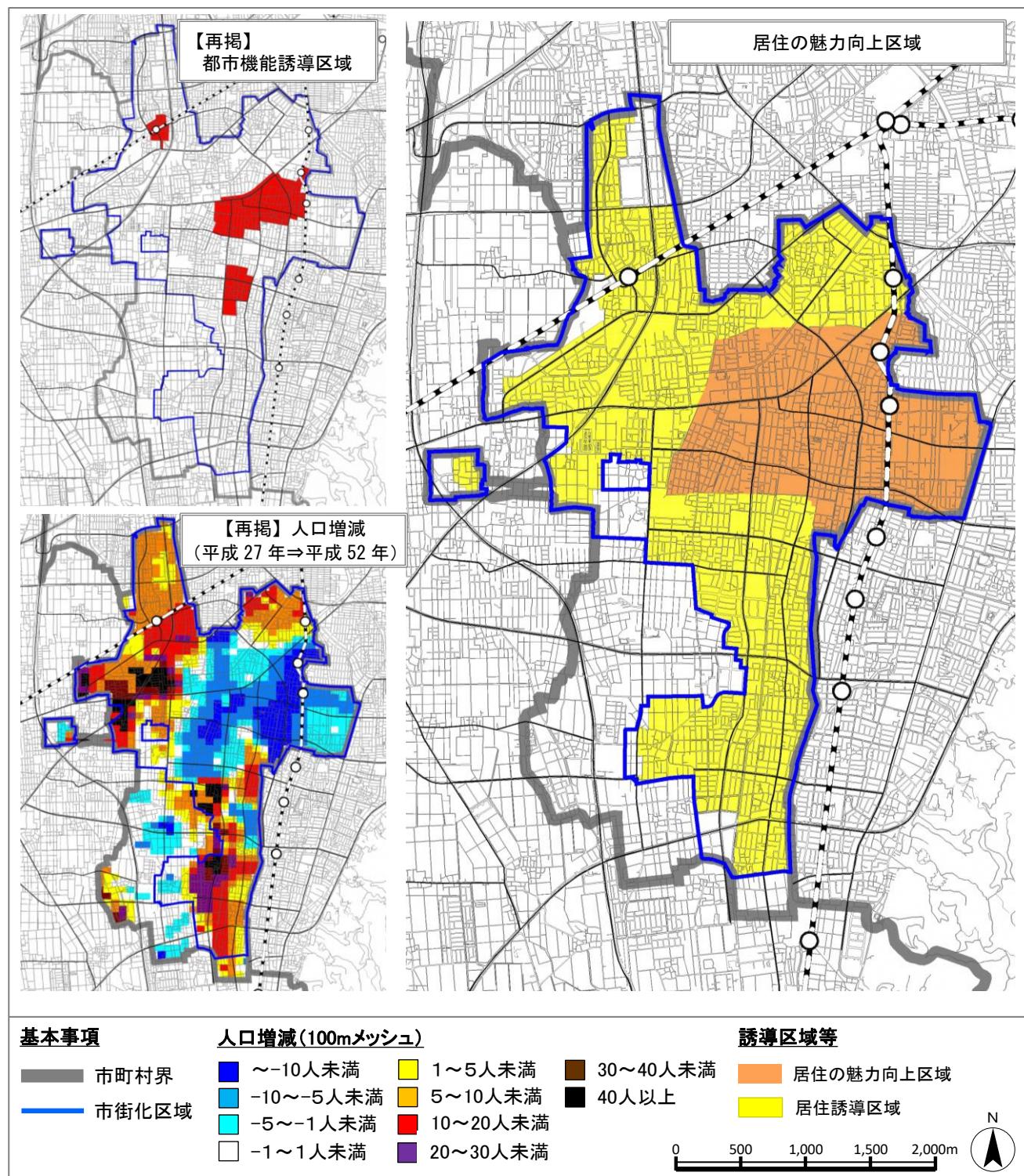


資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■居住の魅力向上区域の設定

都市機能誘導区域（旧市街地エリア）とその周辺において特に人口減少が激しい区域を、特に居住を誘導する区域とし、「居住の魅力向上区域」に位置付けます。

以上から、居住の魅了向上区域は、古くから市街地が形成されている区域を中心に設定されます。

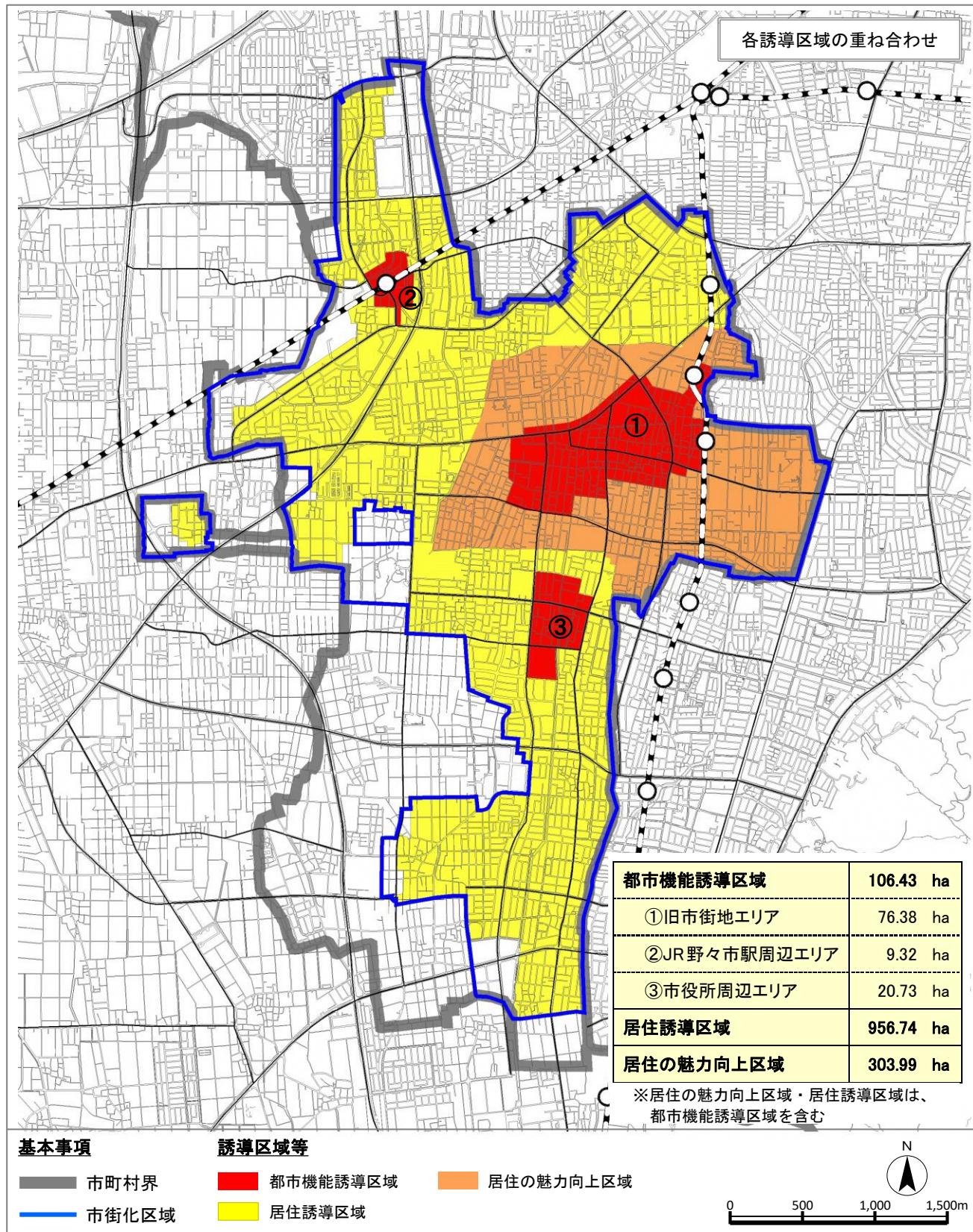


資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」、国土省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

5-5. 各誘導区域のまとめ

■設定した各誘導区域のまとめ

前項までに設定した各誘導区域をまとめると、以下の通りとなります。



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

第6章 具体施策・目標・効果の検討

6-1. 具体施策・目標・効果の考え方

■具体施策・目標・効果の体系

本計画で定めた基本方針を基に、具体施策・目標・効果を検討します。

具体施策、目標、効果はそれぞれ連続しています。具体施策を実施することで、目標（アウトプット）が達成できます。またそれぞれの目標が達成されることで、効果（アウトカム）が達成されます。



■目標・効果の進行管理

本計画は約20年後の平成52年（2040年）を目標年次としますが、おおむね5年を1サイクルとしています。

本計画に基づく施策の実施状況の確認や目標・効果の達成状況の評価・検証を行った上で、見直し・改善を図るP D C Aサイクルを繰り返すことにより、目標・効果の実現を目指します。



Plan (事業計画の策定)	立地適正化計画の策定・改訂
Do (事業の実施)	具体施策等の実施
Check (評価・検証)	達成状況の評価・検証
Action (改善)	検証結果に応じた計画の見直し

6-2. 具体施策の設定

■都市機能・交流に関する施策

都市機能・交流において、以下の施策を展開します。

☞方向性1 旧市街地エリアにおける商業の活性化・資源の活用 【旧市街地エリア】

- 1 地域中心交流拠点施設の整備・活用
- 2 古民家・空き家の活用
- 3 歩きたくなる街道づくりの推進

☞方向性2 市民の交流や生涯学習の展開 【旧市街地エリア】

- 1 文化交流拠点施設の活用
- 2 地域中心交流拠点施設を核としたにぎわい創出

☞方向性3 JR野々市駅周辺エリアにおける活力・魅力向上 【JR 野々市駅周辺エリア】

- 1 商業を中心とした都市施設（複合施設）の立地促進
- 2 民間開発の誘致
- 3 空き地・空き家・高架下等の空間の有効活用

☞方向性4 市役所周辺エリアにおける人口増加に対する都市機能の充実 【市役所周辺エリア】

- 1 子育て、介護・福祉機能を中心としたサービスの充実

☞方向性5 地域と大学の連携強化 【都市機能誘導区域】

- 1 大学連携を視野に入れ地域中心交流拠点施設を活用する方策の研究と活用
- 2 大学生による地域活動の支援

☞方向性6 公的不動産の活用 【都市機能誘導区域】

- 1 市が所有する公共施設等の跡地利用や未利用地の活用

■連携に関する施策

連携において、以下の施策を展開します。

☞方向性1 公共交通の拠点整備 【都市機能誘導区域】

- 1 交通や交流の拠点整備
- 2 広域的な交通ネットワークの強化に向けた支援

☞方向性2 公共交通の利便性強化 【市全域】

- 1 都市交通の円滑化対策
- 2 公共交通機関と連携した自転車活用

■居住に関する施策

居住において、以下の施策を展開します。

☞方向性1 歩きやすく住みやすいまちづくり 【居住誘導区域】

- 1 人にやさしい道づくりの推進
- 2 居住の魅力向上区域における居住環境の改善策の研究と整備の実施

☞方向性2 未利用地等の活用 【居住誘導区域】

- 1 空き地・空き家・老朽化した住宅の活用・更新

☞方向性3 良好な住宅地の創出 【居住誘導区域】

- 1 計画的なまちづくりの実施（土地区画整理事業の実施等）
- 2 地区計画などによる環境形成

☞方向性4 水・緑・交通のネットワーク整備 【市全域】

- 1 都市公園の整備
- 2 徒歩・自転車で楽しく通行できる緑のネットワークづくり
- 3 都市計画道路の整備推進

■低未利用土地等の活用指針

本市においては、現状として都市機能誘導区域及び居住誘導区域内には空き家、空き地などの低未利用地の存在は限定的ですが、小さな敷地単位で低未利用土地が散発的に発生する都市のスponジ化に対しては状況の顕在化が進む前に柔軟に対応して行く必要があります。

このため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を対象に下記の取り組みの実施を検討していきます。特に、居住の魅力向上区域は区画割りや建築物が古く、新たな居住者の誘導において、これらの取り組みが有効に作用すると考えられます。

1. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等

利用方針: 土地が位置する各区域の目指すべき方向性に合致した土地利用に転換することを推奨します。

管理方針: 土地所有者等は常に自らの責任において空き地等の管理を充分に行い、周辺の良好な生活環境の保全に支障をきたすことのないように努める必要があります。

2. 立地誘導促進施設協定

◇ 都市のスponジ化対策 ◇

- コンパクトシティの推進に重大な支障を及ぼす「都市のスponジ化」に対し、国は以下の制度を創設しています。

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設

- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画
※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



○「立地誘導促進施設協定」制度の創設

- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定
※周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



空き地や空き家を活用して
交流広場・コミュニティ施設
等を整備・管理



資料：国交省「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」

6-3. 目標の設定

■都市機能・交流の目標

都市機能誘導区域を拠点として明確化すること、また拠点として賑わいを創出することを目指します。

今後、拠点としての活性化を促すためにはまず、市民が目的をもって集まることのできる場所を作ることが必要です。市総合計画に位置付ける市民協働のまちづくりの取り組みに沿い、柔軟な民間のノウハウを導入しながら市民の交流を促進する施設の設置を進め、各地域の目指すまちづくりに取り組みます。

目標	平成29年度	今後
公共・民間が連携した 都市機能の サービス提供	1施設	 施設数の増加

■連携の目標

交通の拠点性の向上を促進し、乗換しやすく、市内の誰もが使いやすい公共交通を目指します。

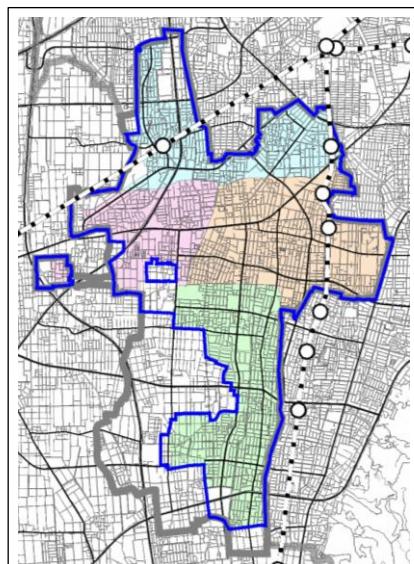
また、歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより公共交通が日常の移動手段として定着することを促します。

目標	平成29年度	今後
公共交通の利用者 (コミュニティバス)	207,026人	 利用者数の増加

■居住の目標（人口密度の適正化）

居住誘導区域全体においては、区域面積 955.25ha に対して、平成 27 年では 49,730 人（市全体の約 90.3%）が居住し、人口密度は 52.06 人/ha となっています。目標年次である平成 52 年では 54,379 人（市全体の約 88.36%）となり、人口密度は 56.93 人/ha となることが予測されます。

これを各地域別に整理し、目標年次での人口密度を検討します。東部地域は、減少傾向となる人口密度を平成 27 年の水準で概ね維持し、市の中心部として機能することを目指します。北部地域は、予測される人口密度を達成することを目指します。西部地域・南部地域は、大幅な人口増加が予測されますが、人口増加傾向を緩やかなものに留め、良好な自然環境を保全します。



区域	平成27年(現況)		平成52年(推計)		目標値
	人	人/ha	人	人/ha	
居住誘導区域	■ 北部地域 (213.6ha)	10,693 人	50.06 人/ha	12,159 人	56.92 人/ha ➔ 56人/ha
	■ 東部地域 (303.4ha)	17,604 人	58.02 人/ha	15,530 人	51.19 人/ha ➔ 60人/ha
	■ 西部地域 (152.8ha)	6,456 人	42.25 人/ha	9,138 人	59.80 人/ha ➔ 56人/ha
	■ 南部地域 (285.5ha)	14,977 人	52.46 人/ha	17,552 人	61.48 人/ha ➔ 55人/ha

※東部地域…居住の魅力向上区域

6-4. 効果の設定

以下に示す効果を、コンパクトシティの形成に向けた指標とします。

■都市機能・交流の効果

本計画においては、都市拠点での賑わいの創出によって拠点を確立する目指すこととしており、魅力的な都市拠点を形成するためには、柔軟な発想の民間活力の導入が必要であると考えています。官民協働の取り組みを進めることによって都市拠点における賑わいの創出を生み出すことと同時に行政コストの縮減の効果が発現することにもつながります。

期待される効果	今後
行政コストの縮減	 下降

■連携の効果

本計画においては、公共交通を活用し、「歩いて暮らせるまち」を目指すこととしています。公共交通の利用が促進されることによって現在の自動車依存の生活を脱却することができ、歩く機会が増えることになります。日常的に歩くことが多くなれば健康の増進につながっていくことから、「健康寿命の延伸」を効果として、多くの市民が健康に生活できるまちを目指します。

期待される効果	今後
健康寿命の延伸	 上昇

■居住の効果

人口密度の平準化の取り組みにより、地域のまちづくりをすすめる主役としての市民が適正な規模で各地域に居住することになります。

今後のまちづくりにおいては「自助、共助」のまちづくり活動を活性化させていくことが必要であり、各地域が自律した取り組みを進めるためにも人口密度の平準化を進めることの効果として、「地域コミュニティの活動」の維持・増進が期待されます。

期待される効果	今後
地域コミュニティ活動の維持・増進	 維持・増進